

第2期

袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2020–2025 令和2-令和7

令和2年3月 策定

令和4年2月 一部修正・・・行政組織改正による担当課の変更、「共通の目標2 新しい時代の流れを力
にするまちづくりの推進」に数値目標の追加、「共通の目標2 新しい時代の
流れを力にするまちづくりの推進」の「基本的方向1 Society5.0の実現に向
けた技術の活用」の文言修正及び主要な事業（RPA・AI 導入推進事業）の削
除

はじめに

本市は、千葉県のほぼ中央、東京湾アクアラインの千葉県側拠点に位置し、東京湾に面する臨海部は、京葉工業地域の一翼を担う多種多様な工業、内陸部は、温暖な気候や肥沃な大地に恵まれ農業が盛んです。東京湾アクアラインや館山道、圏央道など、交通結節点としての利便性の高さを備え、首都圏へも通勤圏として、便利で住みやすいまちです。



本市の人口は、袖ヶ浦駅海側特定地区画整理事業等の影響もあり、今後10年程度は増加し、ピーク時には約6万5千人に達するものと見込んでおりますが、内陸部ではすでに人口の減少が始まっています。近い将来は、全国的な傾向と同様に、全市的な減少に転じることが予想されます。

人口が減少すれば税収の減少や地域経済が縮小し、高齢化が進めば医療や介護などの社会保障費が増加します。また、地域の担い手が減れば地域コミュニティの維持がさらに厳しくなることも予想されます。

人口減少は、日々の生活においては実感しづらいのですが、地域の経済や社会に大きな影響を与えていくこととなるため、様々な課題への対策を推進する必要があります。

本市では、平成27年（2015年）度に「第1期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少への対応を主眼として様々な施策を実施してきたところであります。令和元年（2020年）12月の国における「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定を受け、人口減少・地域経済・地域社会の様々な課題に対して、分野横断的・総合的な取組により地方創生への課題解決を図るため、「第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

人口減少の影響による課題の解決には時間がかかることから、地方創生は地域経済社会全般にわたる息の長い取組でもあります。

この取組を通じて、地域における人ととのつながりを今一度深め、袖ヶ浦に住む方が安心して将来にわたって住み続けたい、離れててもまた帰ってきたい、そういう生活の豊かさと充実感を享受できるまちづくりや人づくりを進めていきたいと考えています。

最後に、本戦略の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました袖ヶ浦市総合計画審議会の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

一目 次一

第1章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像 ······ 1

1. 概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1

第2章 地方創生における基本目標 ······ ······ ······ 3

1. 国の方針 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 3
2. 人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向性 ······ ······ ······ 3
3. 第1期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証 ······ ······ 4
4. 本市の現状や課題 ······ ······ ······ ······ ······ 5
5. 総合戦略における本市の基本的視点 ······ ······ ······ 19
6. 本市の基本目標 ······ ······ ······ ······ ······ 20

第3章 具体的施策 ······ ······ ······ ······ ······ 23

1. 施策の構成 ······ ······ ······ ······ ······ 23
2. 施策体系 ······ ······ ······ ······ ······ 24
3. 施策内容 ······ ······ ······ ······ ······ 25
 基本目標1 結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦 ······ 25
 基本目標2 いきいきと働くことができるまち 袖ヶ浦 ······ 33
 基本目標3 訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦 ······ 43
 基本目標4 安心して暮らせるまち 袖ヶ浦 ······ 51
 共通の目標1 地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進 ··· 63
 共通の目標2 新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進 ······ 69

第4章 参考資料 ······ ······ ······ ······ ······ 73

1. 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針 ······ 73
2. 策定経過 ······ ······ ······ ······ ······ 76
3. 袖ヶ浦市総合計画審議会（諮問・答申） ······ ······ ······ 78
4. 用語解説 ······ ······ ······ ······ ······ 80

《参考 まち・ひと・しごと創生法（抄）》

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 （略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、概ね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項

3 （略）

第1章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

1. 概要

(1) 策定の意義

国では、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、魅力あふれる地方の創生を目指して、平成26年（2014年）度に長期ビジョン及び第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決による魅力あふれる地方の創生に向けた取組を推進してきました。

これを踏まえ、令和元年（2019年）12月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第1期における4つの基本目標と、情報支援・人材支援・財政支援という「地方創生版・三本の矢」の支援の枠組を基本的に維持し、更に改善・強化すべきものを明確にして取組を進め、継続を力にして、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととしています。

本市においても、将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくために、平成27年（2015年）度に袖ヶ浦市人口ビジョン及び第1期「袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下：総合戦略）」として「未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」を策定し、地方創生の推進を図ってきました。

第1期総合戦略の計画期間が令和元年（2019年）度末をもって満了を迎えることから、これまで第1期総合戦略に位置付け推進してきた、結婚・出産・子育ての支援や働く場の確保など様々な取組の政策課題の整理を進めるとともに、将来の人口減少や高齢社会の進展など、今後の社会経済状況の変化への対応を踏まえ、国が新たに示す視点を取り入れ、地方創生推進交付金等の活用を図り、地方創生への課題解決を進めるため、第2期総合戦略を策定するものです。

(2) 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、人口ビジョンにおいて提示する本市の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により、本市における「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組むため、今後の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

(3) 計画期間

総合戦略の計画期間は、総合計画前期基本計画と整合を図り、令和2年（2020年）度から令和7年（2025年）度までの6か年とします。

(4) 総合計画との関係

本市の最上位計画として、令和2年（2020年）度から令和13年（2031年）度までの12年間を計画期間とする「袖ヶ浦市総合計画」があります。総合戦略は、総合計画を踏まえたうえで、人口減少対策・地方創生に資する特定の施策を位置づけた分野横断的な重点取組として、相互に連携して推進します。

(5) 国の総合戦略との関係

国が策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、第1期に掲げた政策5原則を次のとおりに見直しています。

本市においては、この政策5原則を踏まえて施策を実施し、人口減少の克服と地方創生の推進を図ります。

«参考 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則»

(1) **自立性**

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

(2) **将来性**

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

(3) **地域性**

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

(4) **総合性**

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるために、直接的に支援する施策に取り組む。

(5) **結果重視**

施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

(6) 総合戦略の推進体制

総合戦略の推進に当たっては、市長を本部長とし、副市長及び教育長、各部長職を構成員とする「袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」において、全庁的な体制で地方創生の取組を推進していきます。

また、市民や知識経験を有する者、各種団体等の役職員で構成する袖ヶ浦市総合計画審議会において、取組状況を検証し、必要な改善を図りながら進めています。



第2章 地方創生における基本目標

1. 国の方針

国の第2期総合戦略では、第1期の成果と課題等を踏まえて、4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。

基本目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

2. 人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向性

袖ヶ浦市人口ビジョンでは、国が示す長期ビジョンや本市の人口の現状や課題を踏まえ、袖ヶ浦市が今後の人口問題に対応していくため、目指すべき将来の方向性として3点を掲げています。

- ① 結婚・出産・子育てに関する市民の希望の実現
- ② 産業の持続的な発展と安定的な雇用の場の確保
- ③ 地域資源を活用した交流人口の拡大と、それに基づく移住・定住の促進

3. 第1期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証

袖ヶ浦市総合計画審議会において、平成28年度から平成30年度における第1期総合戦略の取組の成果や課題について、これまでの数値目標及びKPI（Key Performance Indicator）の実績に基づき、次のとおり検証しています。

4つの基本目標及び推進の要となる取組について、KPIを設定した事業の評価や検証により効果的な対応に取り組まれてきたが、KPI実績値の進捗状況には各分野で差が生じており、取組の効果が現れやすい分野とそうでない分野があることがうかがえる。

第1期総合戦略の策定前と比較して、本市の人口が増加していることや産業の分野においては具体的な効果も現れているが、全国的な課題である合計特殊出生率については、本市においては数値が上昇しているものの目標値に達していない状況である。

第2期総合戦略の策定にあたっては、第1期総合戦略の検証結果を踏まえ、選択と集中の観点から優先的に取り組む事業を総合戦略として体系化して、より実効性のある事業展開につなげていただきたい。特に、基本目標1及び基本目標4における、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な課題であることから、第2期以降も継続的な取組が望まれる。

4. 本市の現状や課題

本市の現状や市を取り巻く社会情勢を踏まえ、本市で進められている総合計画や各種計画、国におけるまち・ひと・しごと創生本部「RESAS」等から、国が示す基本目標ごとに本市の現状や課題等を整理します。

(1) 国の基本目標 1

「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」

■ 国の基本目標 1 に関する本市の考え方

本市では、京葉臨海地域や袖ヶ浦椎の森工業団地に立地する本市の産業を支える工業や、温暖な気候や肥沃な大地などに恵まれた水稻や野菜などの生産が盛んな農業などが活力の基盤となっています。

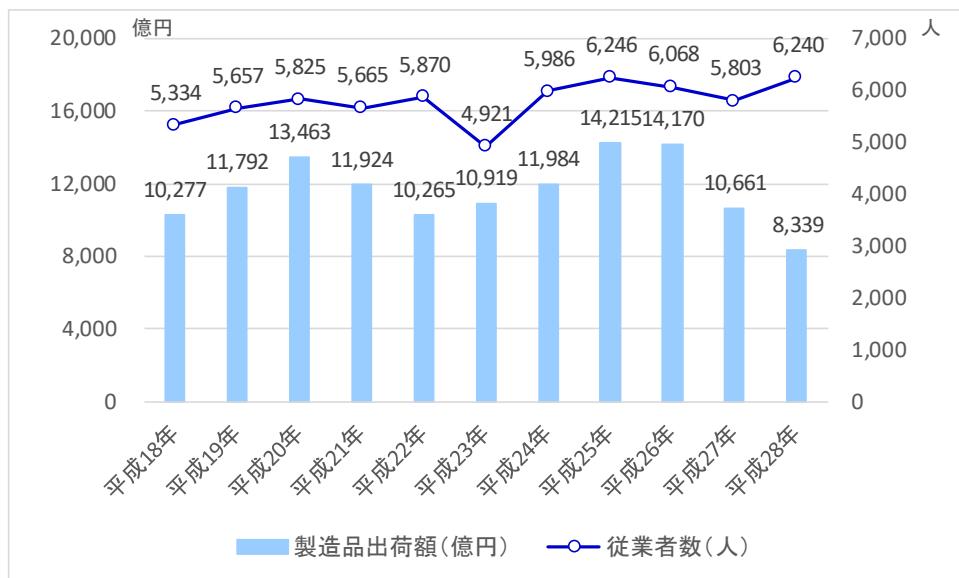
しかしながら、工業においては経済のグローバル化による競争激化や施設の老朽化など、農業においては農家の高齢化・担い手不足や耕作放棄地の増加など、商業においては更なる活性化などの取組が必要となっています。

また、社会全体として、働き手不足が課題となっていることから、雇用機会の確保が求められています。

□ 工業の動向

本市の製造品出荷額は、平成 20 年秋のリーマン・ショック後の景気改善に歩調をあわせて回復基調にありましたが、平成 26 年以降は減少傾向にあります。

図表 1 製造品出荷額及び従業者数の推移

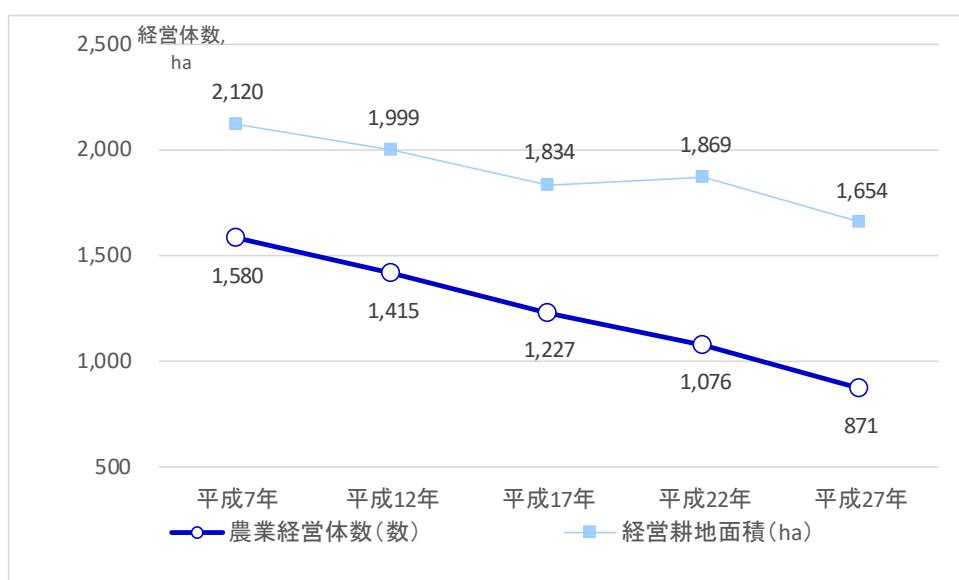


出所：工業統計

□ 農業の動向

本市の農業経営体数は減少傾向が続いており、耕地面積も農業の担い手の減少に伴い減少しています。

図表 2 農業経営体数及び耕地面積の推移

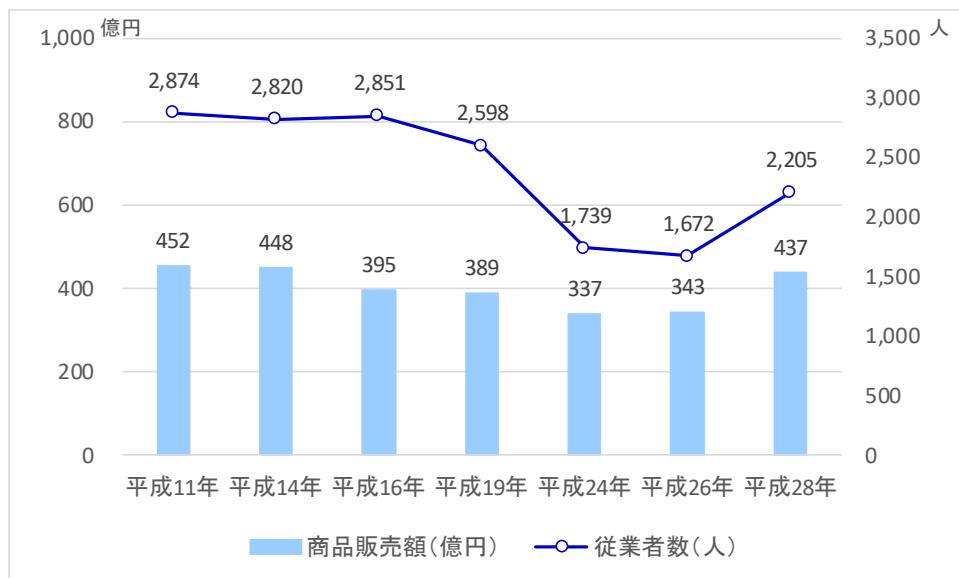


出所：農林業センサス

■ 商業の動向

本市の商品販売額は、平成 24 年以降増加に転じています。令和元年には「ゆりまち袖ヶ浦駅前モール」が開業し、市民や市外からの買い物客の増加が期待されます。

図表3 年間商品販売額及び従業者数の推移

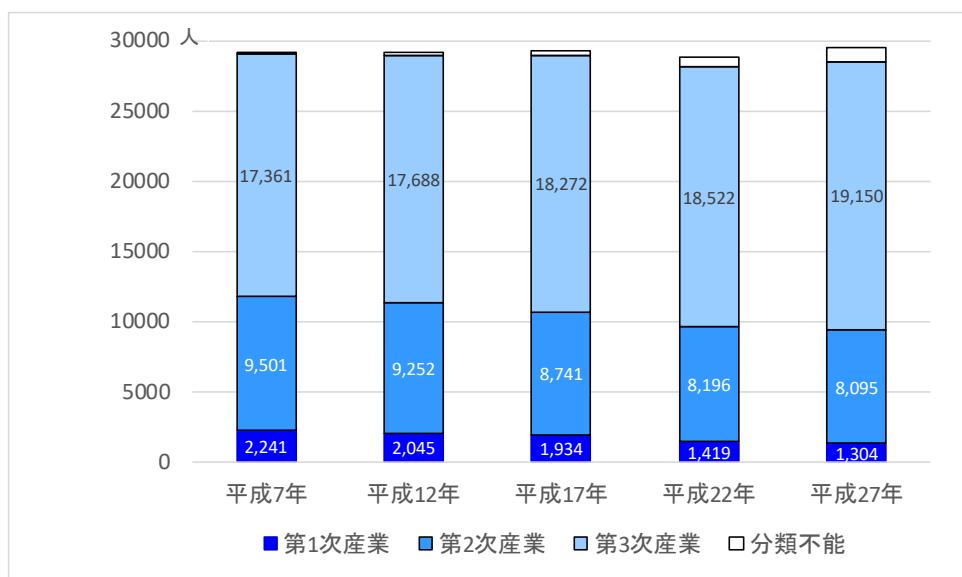


出所：商業統計、経済センサス

■ 就業の動向

本市の産業別就業人口の構成は、第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。過去20年間では、第1次産業、第2次産業が減少している一方、第3次産業が増加しています。

図表4 産業別就業人数の推移



出所：国勢調査

国的基本目標2

「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」

□ 国の基本目標2 に関する本市の考え方

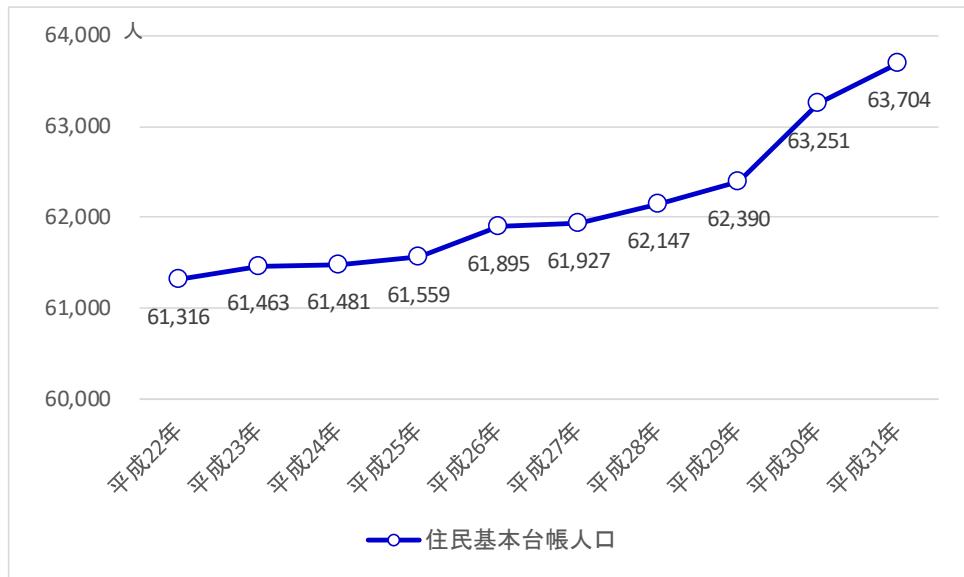
本市では、良好な交通アクセスや地域資源を活かした観光が地域の賑わいの基礎となっていますが、本市の知名度は高いとは言えない状態であることから、地域資源を最大限に活かして、まちの魅力を高め、交流人口や移住・定住人口の増加、転出抑制につなげる取組が必要です。

■ 人口の動向

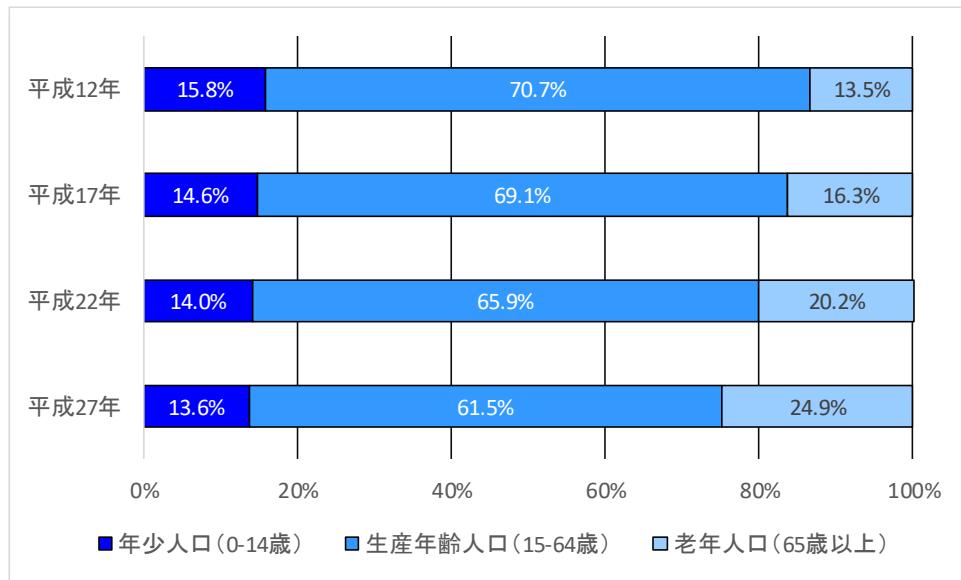
本市の人口は、これまで京葉工業地域の形成や宅地造成等に伴い増加し、現在も増加が続いている。

年齢3区分別の割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方、老人人口（65歳以上）は急増しており、高齢化の進行が顕著となっています。

図表5 住民基本台帳人口の推移（4月1日現在）



図表6 年齢3区分別人口構成比



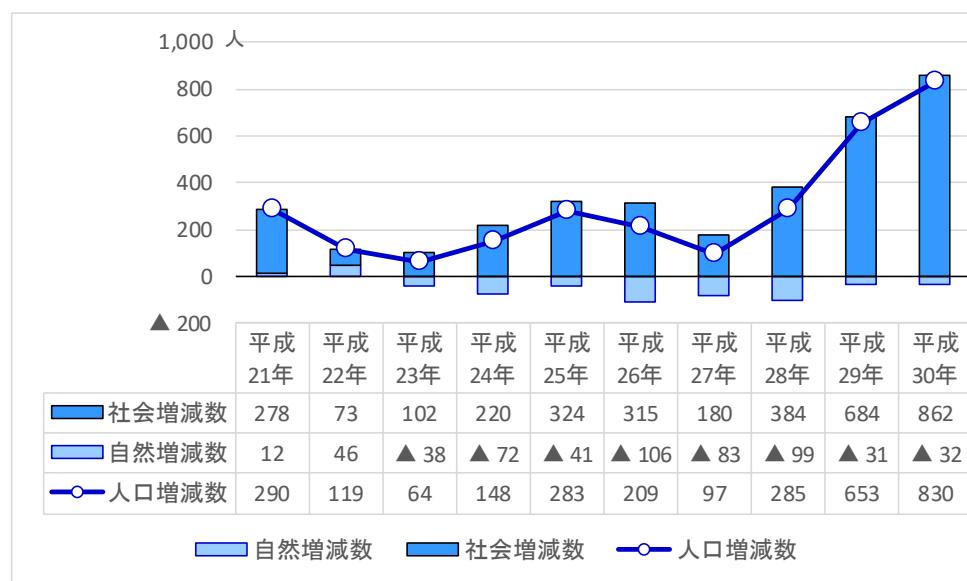
出所：国勢調査

□ 人口動態の動向

本市の自然増減は、平成 22 年までは増加していましたが、平成 23 年以降は減少が続いています。

社会増減は増加が続いており、近年は区画整理をはじめとした住宅開発やアクアライン通行料金 800 円化の継続等を背景に、増加幅が拡大しています。

図表 7　近年の自然増減・社会増減



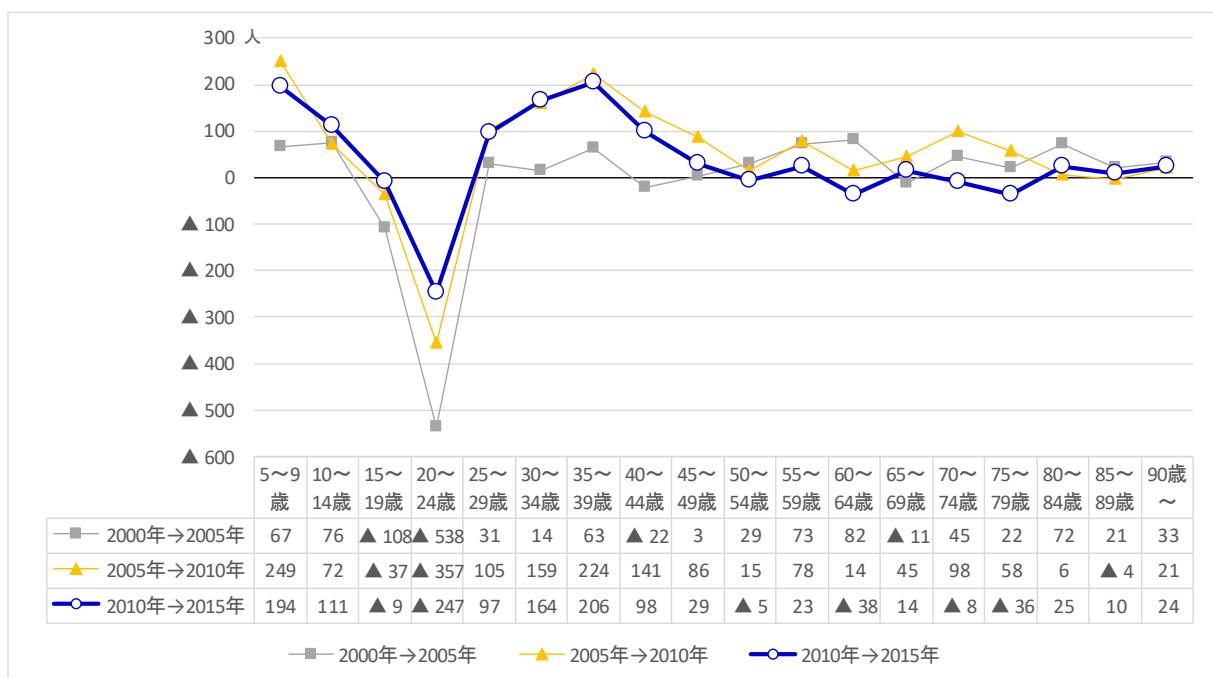
出所：まち・ひと・しごと創生本部「RESAS」

■ 人口移動の動向

本市の年齢階級別純移動数を時系列でみると、20歳前後の若年層が転出超過となっています。市外の大学や企業への進学・就職に伴う転出が影響していると考えられます、近年では転出超過数は縮小傾向となっています。

一方、子育てを行う中心的な年代となる30～40歳代は、概ね転入超過が続いています。

図表8 年齢階級別純移動数

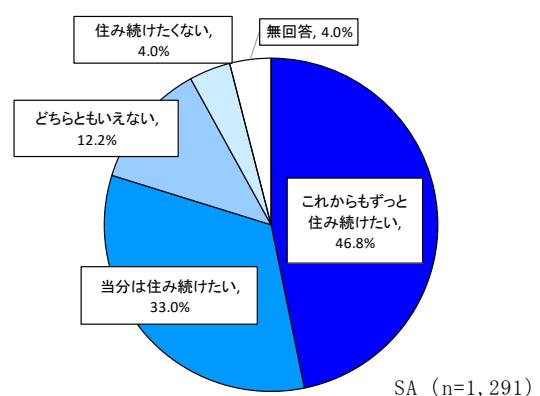


出所：まち・ひと・しごと創生本部「RESAS」

■ 市への定住に関する意向

市民の居住意向は、「これからもずっと住み続けたい」が46.8%と約半数を占めており、「当分は住み続けたい」の33.0%と合わせて、約8割の市民が今後も住み続けたいとの意向となっています。

図表9 これからも袖ヶ浦市に住み続けたいと思いますか



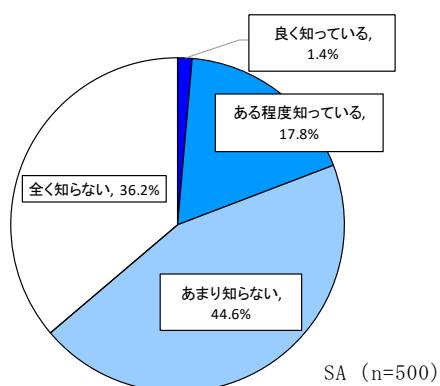
出所：平成29年 まちづくりアンケート調査

■ 認知度・来訪に関する意向（市外住民）

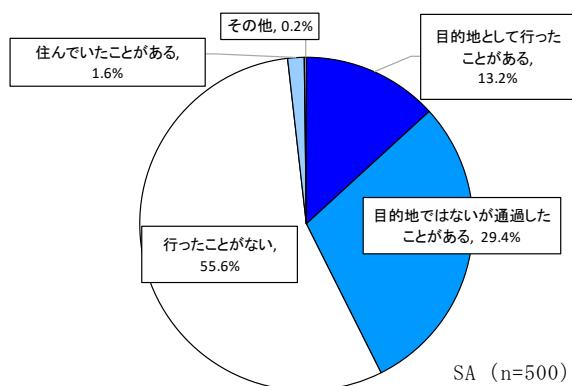
東京都大田区、神奈川県川崎市の20歳から69歳の500名を対象にWebアンケート調査を実施し、袖ヶ浦市の認知度等の調査を行ったところ、約8割の人が袖ヶ浦市のこと知らないと回答しています。

また、本市への来訪動向について調査したところ、目的地として来訪したと回答が13.2%であるのに対し、通過のみしたことあるとの回答が29.4%でした。

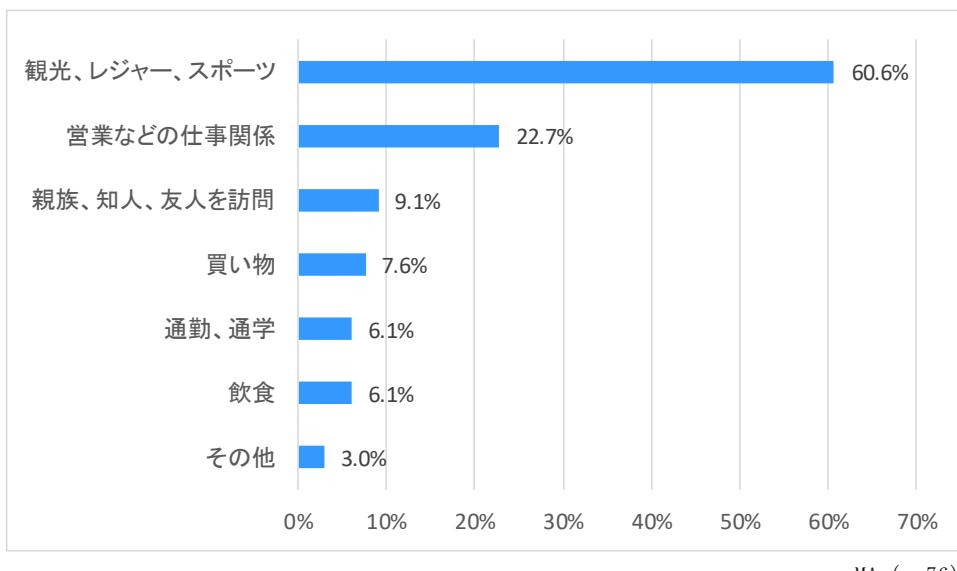
図表10 袖ヶ浦市をどの程度知っていますか



図表11 袖ヶ浦市に来訪した経験がありますか



図表12 袖ヶ浦市を来訪した主な目的は何ですか

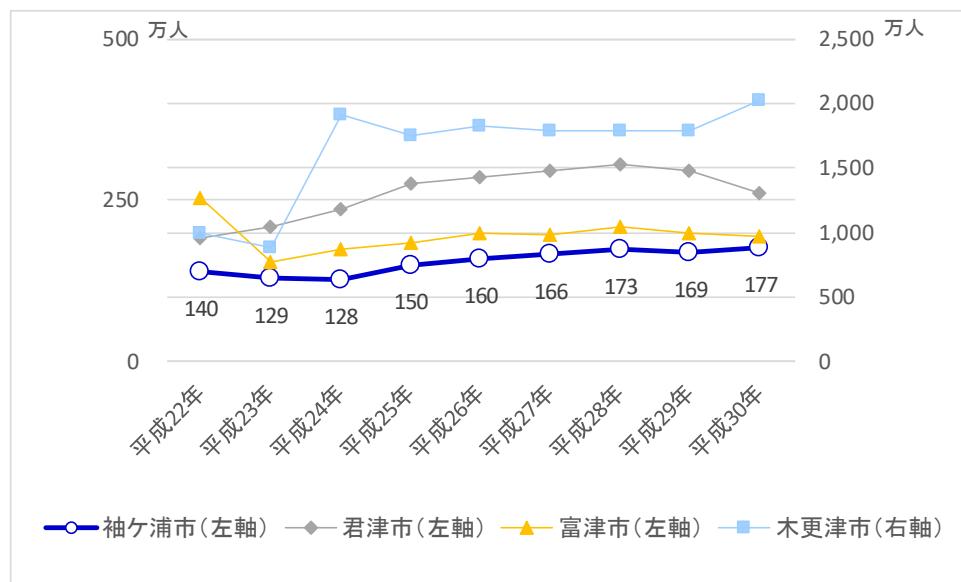


出所：令和元年 袖ヶ浦市認知度等 Web アンケート調査

■ 交流人口の動向

本市の観光入込客数は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で落ち込んだものの、平成 25 年には 150 万人と震災前の水準を越えて回復し、その後も概ね増加しつつ推移していますが、近隣の木更津市、君津市、富津市より低位となっています。

図表 13 観光入込客数の推移



出所：千葉県観光入込調査報告書

(2) 国の基本目標3 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

□ 国の基本目標3 に関する本市の考え方

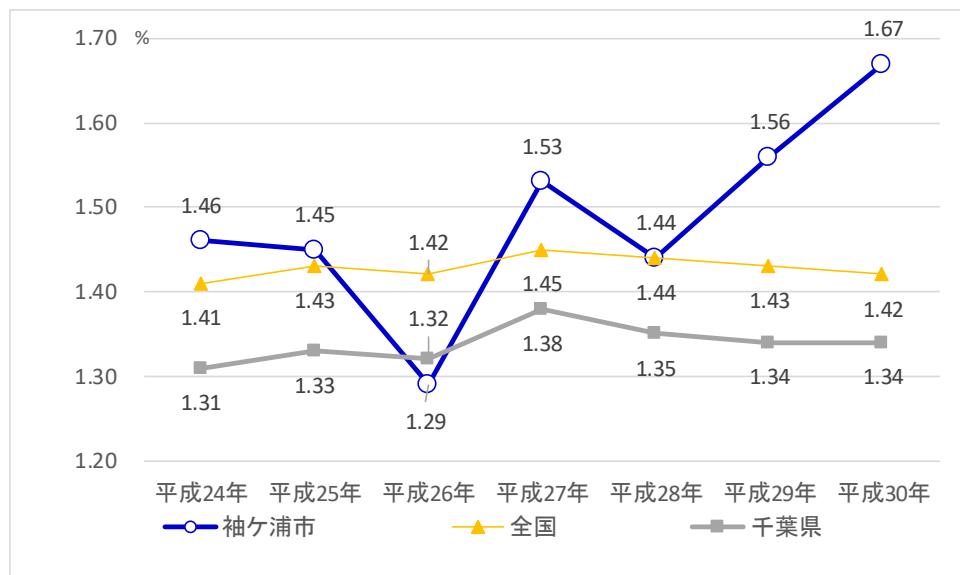
長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚の希望をかなえる取組や、子育てのサポート体制の整備、働きながら子育てをする世帯のニーズへの対応など、国や県と連携しながら、結婚・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援により、子どもを産み育てやすいと感じる環境の整備に努め、出生率の向上を図る必要があります。

□ 出生に関する動向

国の合計特殊出生率は、平成17年に最低の1.26を記録した後上昇傾向となり、平成27年には1.45まで上昇したものの、その後は微減しています。

本市の合計特殊出生率はおむね増加傾向にあり、千葉県及び全国より高い水準で推移しています。

図表14 合計特殊出生率の推移



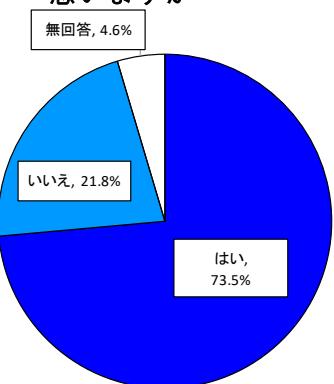
出所：千葉県健康福祉指導課（袖ヶ浦市の数値は人口動態調査による出生数と住民基本台帳人口要覧）

子育てに関する意向

市民の「安心して子育てができると思う割合」は73.5%です。

また、共働き世帯が増加しているなか、「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

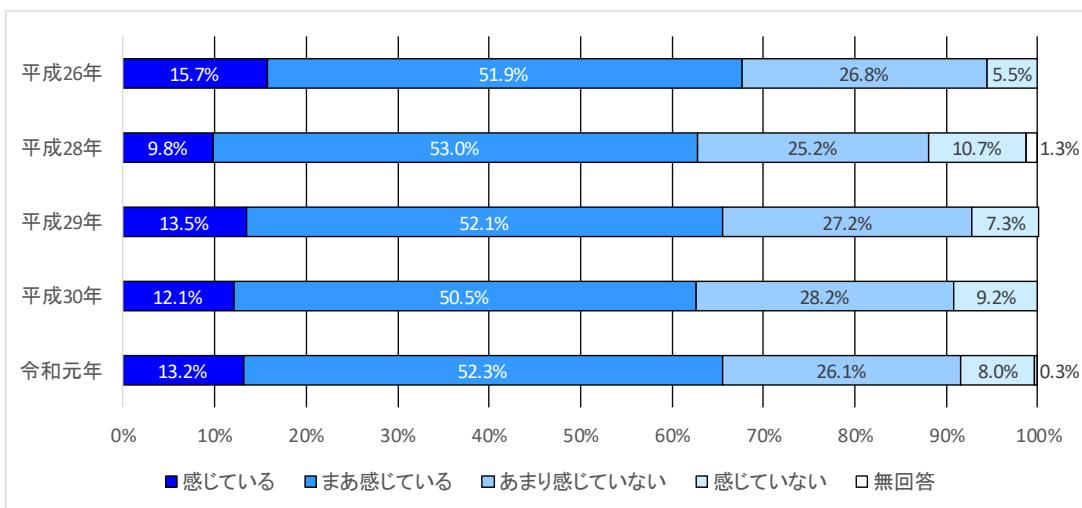
図表15 安心して子育てができると思う



SA (n=1,023)

出所：令和元年 袖ヶ浦市市民意識調査

図表16 仕事と生活の両立が図られていると感じる割合



出所：袖ヶ浦市子育てアンケート調査

(3) 国の基本目標 4

「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」

■ 国の基本目標 4 に関する本市の考え方

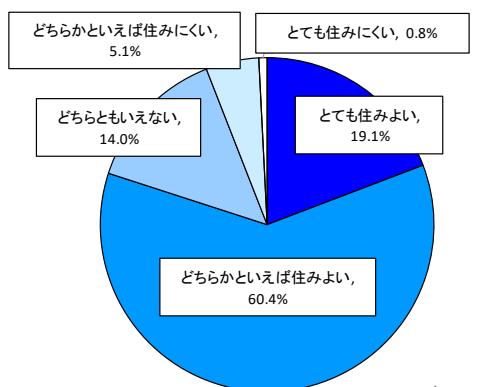
今後の人団減少、高齢化を見据えながら、地域特性に応じた市街地の形成と道路網や交通ネットワークの構築により、住みやすい都市づくりを推進する必要があります。

また、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に住み続けていくために、身近な地域の特性に合わせた地域での支え合いや災害に強い地域づくりを進める必要があります。

■ 都市づくりに関する意向

市民が感じる市の住みよさは「とても住みよい」(19.1%)と「どちらかといえれば住みよい」(60.4%)を合わせると、約8割の市民が「住みよい」と回答しています。

図表 17 袖ヶ浦市が住みよいまちだと思いますか



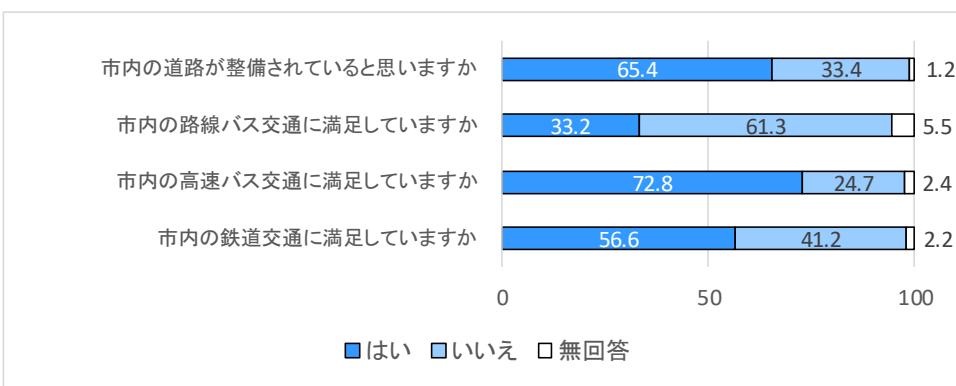
SA (n=1,291)

出所：平成 29 年 まちづくりアンケート調査

■ 交通面に関する意向

市民の交通面に関する意向は、路線バス交通については満足が低く、市内の道路整備の状況や高速バス交通、鉄道交通については満足度が高くなっています。

図表 18 市民の交通面に関する意向状況



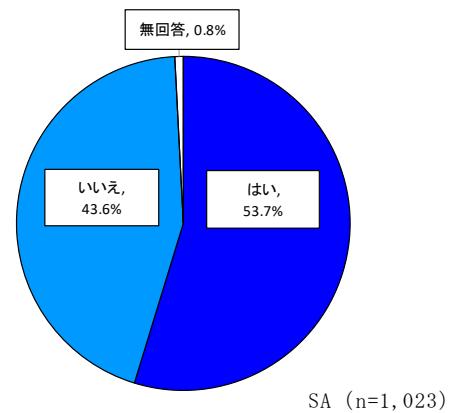
SA (n=1,572)

出所：令和元年 袖ヶ浦市市民意識調査

□ 防災に関する意向

今後起こりうる大規模な災害に備えて、これまで以上に災害に強いまちづくりを行う必要があり、自助・共助・公助が機能する防災体制の強化を図っていますが、日ごろから災害に備えている市民の割合は 53.7% となっています。

図表 19 日ごろから災害に備えていますか

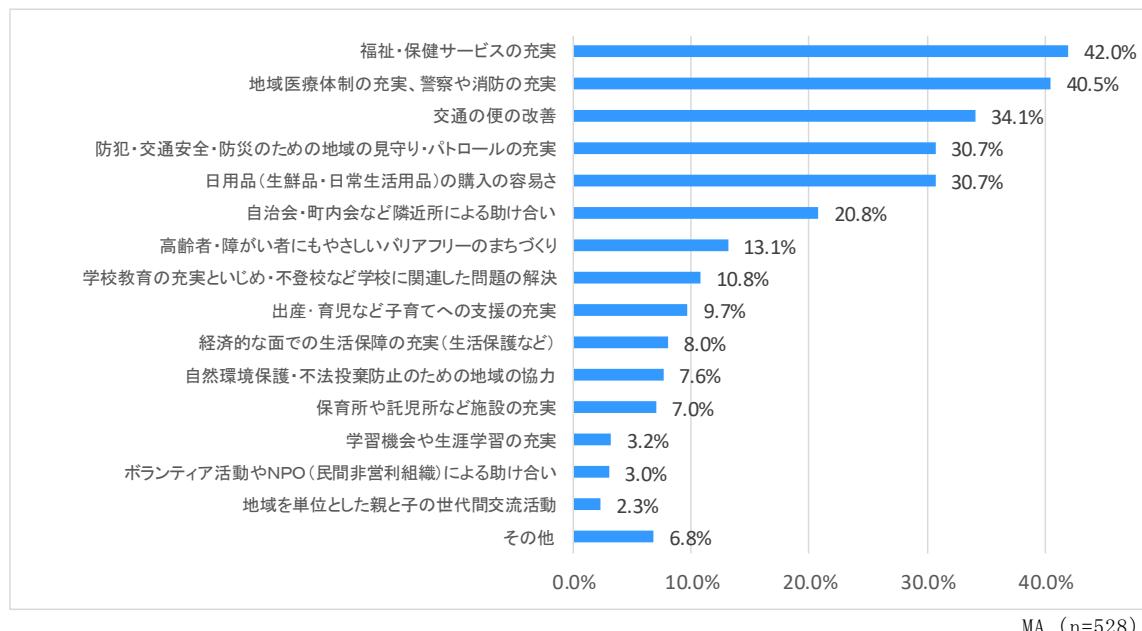


出所：令和元年 袖ヶ浦市市民意識調査

□ 暮らしに関する意向

市民が地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うことは、「福祉・保健サービスの充実」(42.0%) と「地域医療体制の充実、警察や消防の充実」(40.5%) が4割を超えて高くなっています。「交通の便の改善」(34.1%)、「防犯・交通安全・防災のための地域の見守り・パトロールの充実」と「日用品（生鮮品・日常生活用品）の購入の容易さ」(ともに 30.7%) が3割台で続いています。

図表 20 地域社会の中で安心して暮らしていくために大切なこと



出所：平成 30 年 地域福祉に関する住民意識調査

(4) 国の横断的な目標 1 「多様な人材の活躍を推進する」

□ 国の横断的な目標 1 に関する本市の考え方

自治会や市民活動団体等の活動は様々な分野に広がっており、地域課題の解決に重要な役割を担っていますが、少子高齢化を背景とした市民活動の担い手不足や、価値観・ライフスタイルの多様化等を起因とする地域社会におけるつながりの希薄化などの課題が顕在化しています。

人口減少社会においても本市の活力を維持・発展させるためには、市民の誰もが、本人の希望に応じて活躍できるまちづくりに取り組む必要があります。

(5) 国の横断的な目標 2 「新しい時代の流れを力にする」

□ 国の横断的な目標 2 に関する本市の考え方

Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）は、様々な分野で今後の地方創生に活用する検討が進められており、本市においても新しい技術を活用した取組を検討し、推進する必要があります。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、本市においても SDGs の達成に貢献する必要があります。

5. 総合戦略における本市の基本的視点

国が示す基本目標や本市の現状や課題等から、総合戦略における本市の基本的視点として以下のとおり整理します。

1

- 結婚・出産を望む人への支援
- 国、県との連携による経済的な支援制度の充実と良好な子育て環境のPR強化
- 地域全体で子育てをしていく社会の構築

2

- 臨海コンビナートや椎の森工業団地など基盤産業である工業の持続的な発展
- 農業の魅力向上による新たな担い手の確保
- 雇用の場の確保

3

- 観光資源の発掘とPR強化、交流人口の拡大
- 都心住民の受入体制強化による移住促進
- 市民の住み心地満足度の向上
- ひと・資金の流れの強化
- 市外・県外住民に対する袖ヶ浦市の知名度向上

4

- 長期的な視点に立った都市基盤の整備
- 健康で、安心して安全に暮らせる地域社会の実現

5

- 地域のコミュニティ強化
- 多様な人材が活躍できる環境づくりの推進

6

- 未来技術の活用の推進
- SDGsの達成に向けた地方創生の推進

6. 本市の基本目標

国や県の動向や本市の基本的視点を踏まえるとともに、第1期総合戦略の検証結果や目標の進捗状況を鑑み、計画期間の6年間で取り組む4つの基本目標及び2つの共通の目標について、以下の通り設定します。

共通の目標については、4つの基本目標を達成するうえで、基本目標の分野に捉われない共通の取組です。

基本目標 1 ～結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦～

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想実現を支援するとともに、子どもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかなうまちを目指します。

基本目標 2 ～いきいきと働くことができるまち 袖ヶ浦～

本市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保するとともに、さまざまな業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけ、市民がいきいきと安定的・長期的に働くことができるまちを目指します。

基本目標 3 ～訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦～

豊かな自然や観光資源などを最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図り、本市に住むことの魅力を高め、家族や友人などに誇れるまちとすることで、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から袖ヶ浦市に人を呼び込み、訪れる観光客が満足できるまちを目指します。

基本目標 4 ～安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

必要な機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各拠点間の交通ネットワークの充実に努めるとともに、既存の公共施設等の計画的・効果的な活用を図るなど、ストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのための都市づくりを推進します。

また、地域における保健・福祉環境の整備や、防災・防犯、交通安全の取組を進め、安心して暮らせるまちを目指します。

共通の目標 1

～地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進～

地域内のコミュニティを活性化させるため、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に地域活動に参加し、地域の実情に応じた、地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、女性、高齢者、若者などが交流し、誰もが役割を持ち、多様な人材が活躍できる地域づくりを推進します。

共通の目標 2

～新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進～

Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）の進展は、人口減少や少子高齢化の課題に対処することや、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させるものと期待されているところであります。本市においても取組を推進していきます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、地方創生の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。



第3章 具体的施策

1. 施策の構成

(1) 数値目標と基本的方向

4つの基本目標ごとに、数値目標を設定するとともに、その数値目標達成に向けてどのような施策を展開していくかという基本的方向を設定します。数値目標は、可能な限り、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として市民にもたらされた便益（アウトカム）とします。

(2) 具体的な施策・事業

基本目標ごとに構成する施策及び事業については、基本的方向を踏まえて設定します。

(3) KPI（重要業績評価指標）

具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標であるKPIを設定します。これについても可能な限り、アウトカムに関する指標で設定することとします。

2. 施策体系

基本目標	基本的方向	具体的な施策
基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望がかなうまち袖ヶ浦	<p>1. 結婚・出産・子育て支援の充実 </p> <p>2. 学校教育の充実 </p>	<p>(ア) 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援の充実 (イ) 幼児期の教育・保育の充実 (ウ) 地域で子育てる仕組みの充実</p> <p>(ア) 教育環境の充実 (イ) 特色ある教育の推進</p>
基本目標 2 いきいきと働くことができるまち 袖ヶ浦	<p>1. 基盤産業である工業の持続的な振興 </p> <p>2. 未来を切り拓く力強い農業の実現 </p> <p>3. 就労支援による「働く場」の創出 </p>	<p>(ア) 市内立地企業の競争力強化 (イ) 市外からの企業誘致の促進</p> <p>(ア) 担い手の確保・育成と農地の集約化による有効活用 (イ) 農業の基盤及び競争力の強化</p> <p>(ア) 企業と人の効果的なマッチングによる雇用促進 (イ) 誰もが働きやすい環境の実現</p>
基本目標 3 訪れる人も満足できるまち袖ヶ浦	<p>1. 人を惹きつける魅力ある観光・商業の推進 </p> <p>2. 人・資金の流れの強化 </p>	<p>(ア) 観光振興による交流人口の拡大 (イ) 商業振興による交流人口の拡大</p> <p>(ア) 働く世代を中心とした移住・定住の促進 (イ) 関係人口の創出・拡大 (ウ) 新たな資金の流れの創出・拡大 (エ) 地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティプロモーション</p>
基本目標 4 安心して暮らせるまち袖ヶ浦	<p>1. 活発でまとまりのある都市づくりの推進 </p> <p>2. 健康で元気に暮らせる保健・福祉環境の整備 </p> <p>3. 安全で安心な地域づくり </p>	<p>(ア) 快適で暮らしやすいコンパクトなまちの形成 (イ) 持続的な交通ネットワークの形成 (ウ) 公共施設等の計画的、効果的な利用 (エ) 広域連携の推進</p> <p>(ア) 市民の健康づくり活動の支援 (イ) 地域における支え合い体制の確立</p> <p>(ア) 防災力の充実 (イ) 防犯体制の充実 (ウ) 交通安全の推進</p>
【共通の目標 1】 地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進	<p>1. 地域コミュニティの活性化の推進 </p> <p>2. 誰もが活躍できる地域社会づくりの推進 </p>	
【共通の目標 2】 新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進	<p>1. Society5.0 の実現に向けた技術の活用 </p> <p>2. SDGs の達成に向けた地方創生の推進</p>	

3. 施策内容

基本目標 1 ~結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦~

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想実現を支援するとともに、子どもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかなうまちを目指します。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標
合計特殊出生率	1.67 (H30)	1.74 (R6)
安心して子育てができると思う人の割合	73.5% (R1)	77.0% (R7)

基本的方向

1

結婚・出産・子育て
支援の充実

具体的な施策

- (ア) 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援の充実
- (イ) 幼児期の教育・保育の充実
- (ウ) 地域で子育てする仕組みの充実

2

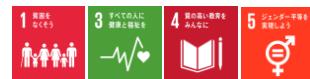
学校教育の充実

(ア) 教育環境の充実

(イ) 特色ある教育の推進

1

結婚・出産・子育て支援の充実



本市は、子育て世帯の転入などに起因した社会増加により人口が増加を続けてきましたが、近い将来に人口減少局面を迎ることが予想されています。

今後予想される少子化や人口減少に対応していくためには、社会増加への取組に加え、出生率を高めるための取組が重要となります。

本市の出生率は県内平均を上回っている状況が続いているが、今後においても、本市の恵まれた子育て環境の中で、より多くの方に、結婚・出産の希望をかなえ、安心して子どもを生み育ててもらうために、出会いから結婚・出産・子育てまで切れ目ない総合的な支援を行います。

重要業績評価指標（KPI）

婚姻届の件数	604 件 (H30) ▶▶▶	700 件 (R7)
待機児童数	28 人 (H31) ▶▶▶	0 人 (R7)
ファミリーサポートセンターの援助件数	491 件 (H30) ▶▶▶	560 件 (R7)

(ア) 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

結婚、出産、子育ての希望をかなえるとの観点から、結婚を望む未婚者の出会いの場を創出し、結婚へのきっかけづくりを支援していきます。

また、妊娠から出産・子育てまで、それぞれのライフステージに応じた専門職による相談体制の充実や、不妊治療に取り組みやすい環境の整備、産前産後期におけるヘルパー派遣、世代間の同居・近居の支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めるとともに、身近なところで適切な医療サービスを安定的に受けられるよう、地域医療体制の充実に取り組みます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
結婚相談事業	結婚を希望する独身男女に対して、結婚に向けた出会いの場を提供するとともに、相談及び支援を行います。	市民協働推進課
子育て世代包括支援事業	子育て世代の市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 健康推進課
特定不妊治療費等助成事業	不妊治療は、不妊に悩まれ、身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることを諦めざるを得ない方も少なくないため、特定不妊治療費と男性不妊検査費の助成をします。	健康推進課
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠期又は産後期において、家族等から十分な家事又は育児の援助が受けられない母親等の負担軽減を図るため、家事及び育児を援助するホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課
地域医療体制の確保	市内に産婦人科がなく、市民は出産やがん検診等では近隣市の産婦人科を利用していることから、医師会や県などと産婦人科機能の充実に向けた協議をかさね、安心できる医療体制づくりに取り組みます。	健康推進課
世代間支え合い家族支援事業 (再掲あり)	高齢者と子等が新たに袖ヶ浦市で同居又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成することにより、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ります。	高齢者支援課
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るために、中学生までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭の母・父子家庭の父・ひとりで児童を養育する養育者及び18歳の年度末までの児童などに対し、医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課

(イ) 幼児期の教育・保育の充実

待機児童の早期解消を図るため、私立保育施設の開設を支援し、保育サービス量を確保します。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、交通網の整備に伴う保護者の通勤範囲の拡大など、就業形態の多様化が今後も進展することが見込まれるため、多様化する保育ニーズに応えるサービスの展開など、引き続き、幼児教育・保育の質の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
私立保育施設等整備助成事業	増加する保育ニーズに対応するため、民間事業者による認可保育所、小規模保育事業等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	子育て支援課
保育所入所待ち児童支援事業	保育所への入所申請をしたもののが入所待機となった児童について、保護者の経済的負担を軽減するため、特定保育や一時保育、認可外保育所を利用した際の費用について助成を行います。	保育幼稚園課
多様なニーズに応じた保育サービス事業（再掲あり）	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	保育幼稚園課 子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成を行います。また、平川地区の幼保連携と併せて子育て支援センターの設置を検討します。	保育幼稚園課 子育て支援課
平川地区幼保連携推進事業	平川地区における幼児教育及び保育施設のあり方について検討し、その検討結果を踏まえて整備を推進します。	子育て支援課 学校教育課 保育幼稚園課

(ウ) 地域で子育てする仕組みの充実

核家族化の進展や共働き世帯の増加が進む中、子育て世帯の負担感を軽減するためには、ファミリーサポートセンターなど地域コミュニティでの支え合いや、放課後児童クラブの環境整備、放課後子供教室の実施など、行政・事業者・地域が一体となった子育て支援の取組の充実を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
ファミリーサポートセンター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	子育て支援課
放課後児童クラブ支援事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営と民設放課後児童クラブへの助成を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ施設整備事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、小学校の余裕教室又は学校敷地内等に放課後児童クラブの整備を行います。	子育て支援課
放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。 異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	生涯学習課

2

学校教育の充実



長い期間をかけて培われてきた本市の特色である教育の更なる充実に向けて、「生きる力」を育む学校教育の要素となる「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」のバランスの取れた児童生徒の育成に努めます。

親が子どもの将来に希望が持て、子どもが未来に向けて、自らの人生を拓き、生き抜いていくための力を培っていくため、今後も引き続き、基礎・基本の確実な習得による確かな学力の向上、豊かな人間性を育む心の教育の充実、家庭や地域の教育力を生かした教育を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	88.4% (H30) ▶▶▶	90.0% (R7)
「挨拶がよくできる」児童生徒の割合	87.9% (H30) ▶▶▶	90.0% (R7)

(ア) 教育環境の充実

将来を担う子どもたちの健やかな成長を育むため、個性に応じたきめ細かい教育体制の整備や、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

情報教育を行うための環境整備を進め、ＩＣＴを活用した学習活動に取り組みます。

学校施設の適正な維持管理や、今後の児童生徒数の動向を踏まえた普通教室の計画的な確保に取り組みます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着が図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	学校教育課
小中学校情報教育推進事業（再掲あり）	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のＩＣＴ環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	学校教育課
学校ＩＣＴ教育支援事業（再掲あり）	市内全小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、市内小中学校の学習での活用を図るとともに、学校ＩＣＴインストラクターを各小中学校に派遣することにより、ＩＣＴ機器や学習ソフトの利活用促進を図ります。	総合教育センター
学校環境整備事業（小中学校トイレ改修事業）	老朽化したトイレの排水設備等の更新、和式便器から洋式便器への改修及び床の乾式化を行い、衛生的で良好な教育環境を整備します。また、緊急時の避難所としての機能強化を図ります。	教育総務課

(イ) 特色ある教育の推進

自ら主体的に学ぶ児童・生徒を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた、読書活動、社会体験活動、自然体験活動、外国語教育を推進し、学校教育活動全体を通して児童生徒の豊かな心を育みます。

また、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を進め、家庭や地域の教育力を生かした教育を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
小中学校読書教育推進事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校教育課
小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性などを培い、心豊かなたくましい児童を育成します。 災害時における環境等の変化にも対応できる能力の向上を図ります。	学校教育課
外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語（英語）によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALT コーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	総合教育センター
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校支援ボランティアを育成しながら、その活用を図ります。また、地域に開かれた学校を目指して、学校の情報を発信します。	学校教育課

基本目標 2 ～いきいきと働くことができるまち 袖ヶ浦～

本市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保するとともに、さまざまな業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけ、市民がいきいきと安定的・長期的に働くことができるまちを目指します。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標（R7）
創業件数	8 件 (H30)	10 件
新規就農者数	2 人 (H30)	2 人
市内の職場が働きやすい（働きやすそう） と感じる市民の割合	47. 1% (R1)	48. 9%

基本的方向

1

基盤産業である工業の
持続的な振興

具体的な施策

- (ア) 市内立地企業の競争力強化
- (イ) 市外からの企業誘致の促進

2

未来を切り拓く
力強い農業の実現

- (ア) 担い手の確保・育成と農地の集約化による有効活用
- (イ) 農業の基盤及び競争力の強化

3

就労支援による
「働く場」の創出

- (ア) 企業と人の効果的なマッチングによる雇用促進
- (イ) 誰もが働きやすい環境の実現

1

基盤産業である工業の持続的な振興



本市の特色である、全国有数の工業が立地する臨海部のコンビナートや椎の森工業団地は、市の産業の根幹を支えるとともに、雇用、税収面でも多大な役割を担っています。

本市に立地する企業が地域に根差し、本市の産業を先導していけるよう、企業が事業活動しやすい環境整備に取り組み、本市に立地する価値を高めていきます。

また、市内の中小企業の生産性の向上や競争力の強化、創業支援、事業承継対策などの支援に取り組み、地域経済の好循環を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

企業振興条例指定件数（年間） 2 件 (H30) ▶▶▶ 5 件 (R7)

進出希望企業と土地所有企業のマッチング成立数（累計）

0 件 (R1) ▶▶▶ 2 件 (R7)

(ア) 市内立地企業の競争力強化

本市の基盤産業である工業の生産性の向上や高付加価値化を図るため、新たな企業の立地や大規模設備投資に対する奨励金の交付を行うとともに、事業活動がしやすい環境を整備するため、県及び近隣自治体と連携し規制緩和等の対応策を検討し、本市に立地する企業の競争力強化を図ります。

市内の中小企業の経営強化を図るため、事業資金面の支援や経営相談等、きめ細かいサポートを行います。特に、中小企業経営者の高齢化が進む中、事業継承が円滑に進むための支援を行います。

市内の創業を促進するため、商工会や金融機関等と連携しながら、相談体制の充実やセミナー等の開催による支援を行います。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
企業等振興支援事業	企業経営の安定化と事業の高度化、産業の振興、雇用の場の確保を図るため、一定規模以上の設備投資に対して助成により企業の新規立地、設備投資を促進するとともに、県及び近隣市と連携しながら規制緩和等の側面的支援を行います。	商工観光課
中小企業支援事業	人材や資金面など経営資源が弱い中小企業について、融資や利子補給制度により、資金の支援を行うとともに、経営相談等に対応する相談体制を充実し、きめ細かな支援を行います。	商工観光課

(イ) 市外からの企業誘致の促進

持続的に雇用の場や税収を確保していくためには、新たな企業の誘致を促進する必要がありますが、臨海部の工業地域や袖ヶ浦椎の森工業団地への企業進出が進んでおり、市内への立地希望に対応する産業用地の不足が課題となっていることから、新たな企業の誘致を促進するため、既存企業が保有する未利用地等の利活用に向けた取組を行います。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
産業用地 利活用推進 事業	企業立地が順調に推移する中、その受け皿となる産業用地が不足していることから、企業が所有する未利用地等の利活用を推進するため、現況調査を行い今後の利活用について検討します。	商工観光課

2

未来を切り拓く力強い農業の実現



本市は、肥沃な大地や温暖な気候などの恵まれた自然環境に加え、首都圏に位置するという立地性から、水稻、野菜、果樹、酪農、養鶏などが盛んに行われていますが、農家の高齢化による担い手の不足や災害のリスクなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中、本市の農業の未来を切り拓くため、豊かな地域資源を活かした農業ビジネスを強化し、収益性の高い農業経営を展開しながら、担い手の育成や農業基盤整備、付加価値を持った農畜産物づくりなどに取り組み、力強い農業への転換を図るとともに、収穫体験などの農業体験を通じて交流人口の増加を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

認定農業者数（累計）	159人 (H30) ▶▶▶	171人 (R7)
人・農地プラン作成件数（累計）	6件 (H30) ▶▶▶	9件 (R7)
6次産業化の取組件数（累計）	5件 (H30) ▶▶▶	8件 (R7)

(ア) 担い手の確保・育成と農地の集約化による有効活用

新たに就農を目指す人が、本市の農業の担い手として活動していくよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。

また、地域農業の将来像である「人・農地プラン」の作成など農地集積・集約化の支援を行い、生産効率の向上と経営規模の拡大による農業の競争力を高め、自立できる農業経営体の育成を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
担い手育成・支援対策事業	農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「人・農地プラン」の作成を支援し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手を育成します。	農林振興課 農業委員会
新規就農者支援対策事業	新規就農者が早期に安定した営業経営が行えるよう、県やJAなど農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。	農林振興課 農業委員会
県営経営体育成基盤整備事業（浮戸川上流Ⅲ期地区）	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業（武田川下流地区）	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	農林振興課
土地改良推進事業	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。	農林振興課

(イ) 農業の基盤及び競争力の強化

農業生産の基礎となる農地等について、良質な農作物を低成本で安定的に生産できるように、農業の基盤強化を推進します。

農畜産物の生産拡大に向けて、加工・販売を一体的に行う6次産業化への取組や高付加価値化を図る新たな商品づくりを推進するとともに、農商工連携による新たな販路拡大への支援を行い、稼げる農業への転換を促進します。

また、交通アクセスに恵まれた環境を活用した収穫体験など、本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
農畜産物の 魅力向上事業	農産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う6次産業化に取り組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農産物の活用や販路拡大を促進します。	農林振興課
体験農園支援 事業 (再掲あり)	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	農林振興課

3

就労支援による「働く場」の創出



多くの人々が市内に定住するため、安定した所得を得ることができるよう、雇用機会の確保に努めます。

一方、市内企業においても働き手不足が深刻な課題となっており、高い生産性と労働者の満足度の双方を実現していくような働き方や、女性や高齢者など多様なライフスタイルに応じた働き方を実現する雇用形態の導入への意識啓発を図り、働き手不足の解消に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

就労マッチングへの参加人数	97 人 (H30) ▶▶▶	125 人 (R7)
就労マッチングによる就職者数	0 人 (H30) ▶▶▶	10 人 (R7)

(ア) 企業と人の効果的なマッチングによる雇用促進

市内企業の生産性向上と若者や女性にとって魅力的な雇用機会の創出を推進し、働く意欲を持つ誰もがいきいきと働くことのできる取組を推進します。

また、若年層労働力の減少や流出などにより、市内企業における人材確保が困難となっていることから、関係機関や近隣市、民間企業等と連携して、合同就職面接会や会社説明会を開催し、市内企業と求職者のマッチングを強化します。

特に、市内企業の若年層の雇用機会の創出等による若者の就業など、若年層のU I J ターン就職や地元定着を促進するための取組を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
雇用促進事業 (再掲あり)	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。 また、人手不足への対策として、外国人労働力を活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	商工観光課
介護人材確保育成支援事業	介護サービス等に従事する人材の確保・定着を図ることを目的に、介護人材確保と育成を支援します。	介護保険課

(イ) 誰もが働きやすい環境の実現

少子高齢化に伴い全国的に労働力の確保が課題となるなか、女性や子育て世代、高齢者など多様な人材の更なる就労を支援するため、雇用のマッチングやセミナーの開催など、就労機会の拡大を図ります。

また、若年層の市外流出防止や移住・定住促進を進めるため、就労機会の確保に努めます。

高齢者がこれまで培った能力や経験を活かして、いつまでも生きがいをもっていきいきと暮らせるよう、就労による社会参加の機会の充実に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
多様なニーズに応じた保育サービス事業（再掲）	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	保育幼稚園課 子育て支援課
就労支援事業（再掲あり）	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	商工観光課
シルバー人材センター支援事業（再掲あり）	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るために、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課

基本目標 3 ~訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦~

豊かな自然や観光資源などを最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図り、本市に住むことの魅力を高め、家族や友人などに誇れるまちとして、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から袖ヶ浦市に人を呼び込み、訪れる観光客が満足できるまちを目指します。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標 (R7)
年間観光入込客数	177万人 (H30)	185万人
人口動態における社会増減数	0人 (R1)	1,500人
本市に今後も「住み続けたい」と思う市民の割合	87.0% (R1)	90.0%

基本的方向

7

人を惹きつける魅力ある
観光・商業の推進

具体的な施策

- (ア) 観光振興による交流人口の拡大
- (イ) 商業振興による交流人口の拡大

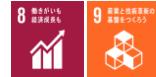
2

人・資金の流れの強化

- (ア) 働く世代を中心とした移住・定住の促進
- (イ) 関係人口の創出・拡大
- (ウ) 新たな資金の流れの創出・拡大
- (エ) 担い手の確保・育成と農地の集約化に
地域資源を活用した効果的かつ継続的
なシティプロモーション

1

人を惹きつける魅力ある観光・商業の推進



本市は東京湾アクアラインの活用により都心からのアクセス性が高いうえ、東京ドイツ村や多くの若者を動員する音楽イベント、観光農園などの市外から人を呼び込める観光資源や、自然が多く残された里山や美しい景観、のどかな田園地帯などの地域資源があり、都会にはない観光地としての魅力を有しています。

今後も持続的に人が集うために、趣味やレジャーの多様化により変化している観光客のニーズに対応するとともに、本市が有する強みや地域の特性を活かして、これまで以上人々が行き交い、にぎわいのあるまちとしての魅力を高める取組を推進します。

また、市の商業振興を担う商工会を中心に、市内の商業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流のある商業のまちを目指します。

重要業績評価指標（KPI）

年間観光入込客数	177万人 (H30)	▶▶▶	185万人 (R7)
特産推奨品認定数	6品 (H29)	▶▶▶	8件 (R7)
一店逸品運動・まちゼミ参加店舗数	28店 (H30)	▶▶▶	33店 (R7)

(ア) 観光振興による交流人口の拡大

観光地としての魅力を高め、観光客数の増加による地域経済の活性化につなげるため、観光協会を中心に観光関係団体の支援を行うとともに、本市の魅力発信や外国人旅行者に対応した取組や観光客の市内回遊性を高める取組などを進め、人を惹きつける魅力あふれる地域づくりを進めます。

大学や高等学校との連携による地域資源を活用した新たな産業創出や価値創造への取組の支援や、観光業と農林業や商業等との戦略的連携により、「市外から稼ぐ」新たな観光資源や特産品等の発掘・宣伝に取り組みます。

首都圏からの交通アクセスに恵まれた環境を活用し、首都圏在住の方に本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の拡大に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	袖ヶ浦市及び周辺地域の豊かな自然、文化等の観光資源を活用し、観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する（一社）袖ヶ浦市観光協会（以下「観光協会」）の運営を支援します。	商工観光課
観光情報発信事業	観光協会を事業主体として、ホームページやSNSのほか、紙媒体を活用した観光ガイドマップなど、様々な方法により情報発信します。 「FARM COURT 袖ヶ浦」を活用した情報発信を活用し、観光情報を含めた本市の魅力を市内外へ情報発信します。	商工観光課
観光・直売型農業推進事業	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を支援し、計画栽培、出荷による安定経営を支援します。	農林振興課
地域資源活用支援事業	大学、高等学校との連携により、若者の視点による本市の豊かな地域資源の新たな活用方法について検討を進めます。 また、本市の地域資源を活用した農商工連携に自主的に取り組む事業者等を支援します。	商工観光課
地域回遊促進事業	特産推奨品認定事業を会員等にPRし、多くの商品を特産推奨品として認定し、種類や品数の増加を図ります。 主要拠点から観光施設までの移動手段を検討します。 スタンプラリー事業を拡張します。	商工観光課
体験農園支援事業（再掲）	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	農林振興課

(イ) 商業振興による交流人口の拡大

地域の商業施設の集客力を向上させるため、各個店の魅力を高める取組を進めるごとで、商店街の活性化を促進します。

市内の商業者のネットワークを広げ、本市の商業振興を担う商工会や観光協会などによるイベントを積極的に行い、にぎわいと交流のある商業のまちづくりに取り組みます。

また、今後事業者のニーズが高まる電子決済などＩＣＴ化対応について支援を行います。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
商店街魅力 向上事業	商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図るとともに、持続可能な商店街づくりを進めます。	商工観光課

2

人・資金の流れの強化



本市は、子育て・教育の充実、全国有数の工業や大地が育む農業をはじめとする各産業、魅力を感じられる住宅地や身近な生活ニーズに対応できる商業地などがバランスよく配置され、都心部への利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源などを有しています。

このような本市が有する強みや地域の特性を活かして、働く世代を中心とした移住・定住促進や、交流人口・関係人口の創出・拡大、新たな資金の流れの強化、シティプロモーションの取組を進め、人が集まる活気あるまちづくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）

世代間支え合い家族支援制度利用者数 14 人 (H30) ▶▶▶ 13 人 (R7)

ふるさと納税寄附金額 35, 515 千円 (H30) ▶▶▶ 49, 975 千円 (R7)

千葉県・東京都・神奈川県での市の認知度 44. 1% (R1) ▶▶▶ 50. 0% (R7)

(ア) 働く世代を中心とした移住・定住の促進

本市は、市街地整備や幹線道路の整備、東京湾アクアラインなど広域幹線道路の環境整備の効果などにより、子育て世帯の転入などに起因した社会増加により人口が増加を続けてきましたが、近い将来に人口減少局面を迎えることが予想されています。

消費需要の確保と産業を支える雇用環境の充実を図るために、働く世代を中心とした人口増加が必要であることから、都心まで1時間以内というアクセス性の高さや子育て環境の充実等の情報発信、空家バンク制度を活用した住宅情報の提供により、働く世代を中心とした移住・定住化の促進や若年層の転出を防ぐ取組を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
空家等対策事業	空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理を推進します。著しく管理が不適切な状態にある空家に対し、改修や活用に関する助言・指導等を行うとともに空家バンク制度の活用を推進します。	都市整備課
世代間支え合い家族支援事業 (再掲)	高齢者と子等が新たに袖ヶ浦市で同居又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成することにより、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ります。	高齢者支援課
市街化調整区域土地利用適正誘導事業 (再掲あり)	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、地区計画の基準（ガイドライン）を策定し、その運用を図ります。	都市整備課

(イ) 関係人口の創出・拡大

特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の増加は、地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待されています。

そのため、継続的な关心や交流を通じて、様々な形で人々を受け入れることにより、関係人口の創出・拡大を図ります。

また、若年層の地域での生活・就業体験を促進し、市内企業へのU I Jターン就職や地元定着の推進を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
体験農園支援事業 (再掲)	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	農林振興課
田園空間施設維持管理事業	農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験の場を提供するひらおかの里農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。	農林振興課
都市公園交流機会創出事業	袖ヶ浦公園の花々や隣接する農畜産物直売所ゆりの里との回遊性、百目木公園の運動施設やプールなどの機能を活用し、本市の主要交流拠点としての情報を発信することにより、交流人口の拡大及び周辺地域の活性化を図ります。	都市整備課
山野貝塚保存活用事業	国民共有の財産であり、本市の重要な文化財でもある国史跡山野貝塚を、保存し後世に継承します。また、史跡の適切な活用を図ります。	生涯学習課
ウォーキングフェスタ実施事業	袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会との協働により「ウォーキングフェスタ」を実施します。	スポーツ振興課
スポーツツーリズム推進事業	質の高いスポーツを「観る」機会を市民に提供するとともに、市内の体育施設の利用を促進するため、プロ・社会人・大学などのスポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。	スポーツ振興課
雇用促進事業 (再掲)	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。 また、人手不足への対策として、外国人労働力を活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	商工観光課

(ウ) 新たな資金の流れの創出・拡大

ふるさと納税制度の活用により企業や個人による本市への寄附を促し、財源を確保することで地方創生の取組を強化します。

企業版ふるさと納税の活用によって企業と本市とのつながりの創出を図ることや、個人からのふるさと納税をきっかけに生まれた本市との関係から、寄附者に実際に本市に足を運んでもらう取組を進めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
ふるさと納税 推進事業	地元特産品のPR、地域経済の活性化及び自主財源の確保を目的として、本市に一定額以上のふるさと納税（寄附）を行った市外在住者に対し、返礼品として本市の特産品等を送付します。	財政課

(I) 地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティプロモーション

将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、持続的に発展していくまちとするため、更なる魅力発信や観光分野等との横断的な取組により、袖ヶ浦の魅力の総合的な情報発信を推進し、交流人口、定住人口、さらには関係人口の創出・拡大を図ります。

特に、定住促進には若者や女性等に対しての取組が重要であることから、様々なライフスタイルが志向される中で、テーマ・内容・ターゲット及び媒体を戦略的に選定したうえで、しごとを含めた袖ヶ浦での豊かな暮らしの実現に向けた具体的かつ適切な情報発信に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
シティプロモーション推進事業	各種シティプロモーション活動を通じて、袖ヶ浦市の魅力を広く市内外にPRします。	秘書広報課
広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	広報紙「広報そでがうら」の発行、市公式ホームページ、SNS、各種メディアを活用し、市政情報の発信を行います。	秘書広報課

基本目標 4 ~安心して暮らせるまち 袖ヶ浦~

必要な機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各拠点間の交通ネットワークの充実に努めるとともに、既存の公共施設等の計画的・効果的な活用を図るなど、ストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのための都市づくりを推進します。

また、地域における保健・福祉環境の整備や、防災・防犯、交通安全の取組を進め、安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標（R7）
住環境が快適であると思う市民の割合	52.7% (R1)	61.0%
地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	59.1% (R1)	65.0%
日頃から災害への備えをしている市民の割合	49.7% (R1)	60.0%

基本的方向

1

活発でまとまりのある
都市づくりの推進

具体的な施策

- (ア) 快適で暮らしやすいコンパクトなまちの形成
- (イ) 持続的な交通ネットワークの形成
- (ウ) 公共施設等の計画的、効果的な利用
- (エ) 広域連携の推進

2

健康で元気に暮らせる
保健・福祉環境の整備

- (ア) 市民の健康づくり活動の支援
- (イ) 地域における支え合い体制の確立

3

安全で安心な地域づくり

- (ア) 防犯力の充実
- (イ) 防犯体制の充実
- (ウ) 交通安全の推進

7

活発でまとまりのある都市づくりの推進



人口減少社会にあっても、市が継続的に成長するためには、長期的な視点に立った都市基盤の整備と、地域と地域を連携し、人と人の交流を支え、新たな価値を生み出す地域づくりを進めることが重要です。

人口減少社会に対応するために、中心市街地や内陸部の住宅地、集落地等の地域特性に応じたコンパクトで良好な市街地の形成と、各拠点間の道路網や交通ネットワークの構築による計画的なまちづくりを進め、集約型都市構造の形成を図ります。

地域社会で必要とされる公共施設等の適正配置・適正規模化等と財政健全化を両立させるための検討を進めます。

事務の効率性や有効性といった観点から、国において広域行政への取組が推進されており、必要に応じて広域連携の取組を進めていきます。

重要業績評価指標（KPI）

良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合

54.8% (R1) ▶▶▶ 61.0% (R7)

都市計画道路の整備率 84.9% (H30) ▶▶▶ 86.7% (R7)

路線バス利用者数（補助路線） 176,945人 (H30) ▶▶▶ 178,000人 (R7)

(ア) 快適で暮らしやすいコンパクトなまちの形成

袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする3つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点として位置づけ、商業施設や業務施設、住宅などの集積を促進します。また、都市的土地利用が行われていない未利用地の効率的な土地活用を促進します。

地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進するとともに、市街地縁辺部の市街化調整区域においては、小規模宅地開発による住宅地の形成がさらに進行しており、都市施設の維持管理や将来的な行政負担の増加など課題が多いことから、健全な土地利用の規制と誘導を図り、無秩序な市街地の拡大の抑制に取り組みます。

内陸部の人口減少や高齢化が著しい集落地においては、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって行うまちづくりの支援を行います。

各拠点間のネットワークを構築し、集約型都市構造の形成や更なる利便性の向上を図るため、都市計画道路及び幹線道路等の整備を進めます。

高速道路インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地区では、地域振興に寄与する土地利用を誘導します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
市街地内市道等整備事業 (再掲あり)	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全安心で良好な市街地形成を促進するために、市民にみちづくり要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭隘道路の拡幅整備を目指します。	都市整備課
市街化調整区域土地利用適正誘導事業 (再掲)	市街化調整区域において、都市計画マスターplanに基づいた土地利用を図るため、地区計画の基準（ガイドライン）を策定し、その運用を図ります。	都市整備課
国県道・自動車専用道路等整備促進事業	広域幹線道路のネットワークを形成し、市内の交通利便性の更なる向上、地域の更なる活性化を図るために（仮称）かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進について国・県に要望します。	土木管理課
高須箕和田線建設事業 (南袖延伸)	(都) 高須箕和田線既存整備区間の事業効果をさらに高めるとともに、アクアライン着岸地周辺地区から京葉工業地帯を結ぶ東京湾岸道路に接続し、市内陸部から臨海部まで一本で結ぶ路線を整備するため、袖ヶ浦駅海側土地区画整理境から南袖地区の区間を整備します。	土木建設課
西内河根場線建設事業	県が整備を実施する西内河根場線は、袖ヶ浦駅海側土地区画整理地区と木更津市金田地区を結び、地域の連携や経済の活性化を目的としており、県と調整を図りながら整備に対して負担金を支出し早期完成を目指します。	土木建設課

(イ) 持続的な交通ネットワークの形成

都市間の移動手段である、ＪＲ内房線及び久留里線やアクアライン高速バスについて、更なる利便性向上に向けた要望活動を継続的に行います。

市内の移動手段である、各地域を結ぶ役割を担う路線バスや、地域内の日常交通としての役割を担うタクシーやボランティア移送、NPO法人による地域支え合い活動への支援を継続します。

今後、日常生活における移動手段を持たない高齢者が増加することが見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域内の日常交通手段を確保するため、地域の多様な主体と連携・協力し、地域特性やニーズを踏まえた仕組みづくりの検討や活動支援を行います。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
高速バス利便性向上事業	バス事業者に路線の延伸や増便などについて、継続的に要望活動を行い、高速バスの競争力強化に向けた更なる利便性向上を図ります。	企画政策課
地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するための補助金交付等を行います。 交通弱者の移動手段について、地域住民・NPO等が主体となつた取組に対して支援します。	企画政策課
高齢者移動支援事業	居宅で生活する移動手段を持っていない高齢者世帯に対し、日常生活に必要な移動手段の確保と経済的負担を軽減するため、高齢者移動支援タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成することにより高齢者の移動を支援します。	高齢者支援課

(ウ) 公共施設等の計画的、効果的な利用

人口減少時代の到来や少子高齢化の更なる進行、厳しい財政状況や人手不足の中、魅力的なまちづくりと安定的な住民サービスの提供を持続するためには、これまでの方法だけでは一定の限界があることから、選択と集中、効率性の向上など、地域経営の視点に立って、時代に合った持続可能な地域づくりを推進します。

特に、老朽化する公共施設の課題に的確に対応し、限られた行政資源を有効に活用するため、公共施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、適正配置・適正規模化の検討や遊休施設など既存ストックの活用を進め、更なる効率的・効果的な行財政運営を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
ファシリティマネジメント推進事業	公共施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、適正配置・適正規模化の検討を進めるためファシリティマネジメントを推進します。	資産管理課
教育施設利活用事業	幽谷分校、旧学校給食センター、今井幼稚園、総合教育センターの4施設における効率的な利活用等を図ります。	教育総務課

(I) 広域連携の推進

人口減少時代の到来や少子高齢化の更なる進行、社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの高度化・多様化などに伴い、今後も行政需要は増加することが見込まれるため、市民の利便性向上や効率的・効果的な行政運営の推進の観点から、広域的な対応が必要と考えられる取組について、他自治体との連携を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
火葬場整備事業	君津地域4市共同による火葬場を整備し、安定的な火葬業務を提供します。	環境管理課
次期広域廃棄物処理事業	君津地域4市（袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市）の一般廃棄物は、(株)かずさクリーンシステムで中間処理を行っていますが、令和8年度末に事業終了となるため、9年度からの次期広域廃棄物処理施設整備を進めます。次期広域廃棄物処理事業は、安房地域2市1町（鴨川市、南房総市及び鋸南町）も参加した6市1町で共同して事業を進め、事業方式はPFI法のBOO方式で実施します。	廃棄物対策課

2

健康で元気に暮らせる保健・福祉環境の整備



市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組み、健康寿命を延伸する意識づくりを進めます。

性別や年齢などを問わず、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して充実した生活を送れるよう、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や世代間交流・地域交流の場づくりなどを支援し、地域での支え合い体制づくりなどの環境整備を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

日常生活のなかで意識的に運動をしている人の割合

52.1% (R1) ▶▶▶ 78.0% (R7)

住民主体型サービス活動団体数 4 団体 (H30) ▶▶▶ 8 団体 (R7)

(ア) 市民の健康づくり活動の支援

市民の主体的な健康増進や疾病・介護予防に向けた取組を支援するため、健康づくりや福祉サービスの向上に努め、市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
特定健康診査等事業・特定保健指導事業	生活習慣病の予防・改善するため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。	保険年金課 健康推進課
健康づくり推進事業	市民がいつまでも自分らしく健康的な生活を送るには一人ひとりの健康に対する意識の向上や、正しい生活習慣の取組が重要です。健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努め、誰もがすこやかに暮らせるまちを目指します。	健康推進課
健康づくり支援センター管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	健康推進課
一般介護予防事業	地域における高齢者の介護予防の取組の普及啓発を行い、活動につなげていきます。また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。	高齢者支援課
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。	スポーツ振興課

(イ) 地域における支え合い体制の確立

地域社会における交流を促進し、誰もが役割を持ち、互いを支えながら、いきいきと自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における支え合い体制の確立を図ります。

また、高齢になっても、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、地域と連携した「顔の見える」見守り活動や外出しやすい環境の整備に取り組みます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
身近な交流の場づくり推進事業 (再掲あり)	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	地域福祉課
生活支援体制整備事業	住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進めます。	高齢者支援課
認知症サポーター養成等事業	認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施していきます。また、認知症サポーターステップアップ研修の開催により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	高齢者支援課
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課
介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス）	住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに新たな活動団体の創出を支援します。	高齢者支援課

3

安全で安心な地域づくり



誰もが安全・安心に住み続けていくためには、災害に強く、犯罪が少ないことなどが市民にとって住みよさの前提となります。

災害への備えと発生時の対応力の向上を図るため、自助・共助・公助の連携による地域防災力の充実に取り組むとともに、消防・防災体制の強化に努め、災害に強い安全で安心な地域づくりを進めます。

また、市民、警察、行政等の連携による地域に密着した防犯活動や交通安全意識の向上を図り、市民が安全・安心に暮らせることができるよう取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）

自主防災組織結成数	74 組織 (H30)	▶▶▶	81 組織 (R7)
自主防犯組織の設立数	41 団体 (H30)	▶▶▶	46 団体 (R7)
交通安全教室・講習会の延べ参加者数	11,148 人(H30)	▶▶▶	9,779 人(R7)

(ア) 防災力の充実

災害から市民の生命、財産を守り被害の軽減につなげるため、自主防災組織の育成、災害対策コーディネーターの養成、関係機関との災害協定の締結などにより、自助・共助・公助が機能する防災体制の更なる強化を図ります。

災害時における迅速かつ多重的な情報伝達手段の整備、実行性のある避難支援や災害時における応援・受援に関する対応、災害復旧に当たっては、国や県の各種支援制度を十分に活用するなど、災害に強い地域づくりを進めます。

また、消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、市民や事業者の火災予防を啓発し、災害の減少を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
自主防災組織支援事業	地域において「共助」の中核をなす自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への資機材の貸与や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。	防災安全課
災害対策コーディネーター養成事業	地域防災における「共助」への取組支援の一環として、防災ボランティアのリーダーとなる人材の養成を行い、地域防災力の向上を図ります。	防災安全課
庁舎整備事業	既存旧庁舎を建て替え、新庁舎の耐震補強と大規模改修を実施し、防災及び災害対策拠点としての機能強化を図るとともに、市民活動の場となる市民交流スペースなどを設けます。	資産管理課
災害情報等伝達手段確保事業	電波法の改正に伴い、本市が使用する現行のアナログ方式による固定系防災行政無線をデジタル方式に更新するとともに、移動系防災行政無線について更新・拡充を行います。また、災害時に必要な情報が市民に行き届くよう、避難所へのWi-Fi整備をすすめるとともに、SNSや回覧板等の活用など、様々な周知方法について検討します。	防災安全課
防災体制の強化	大規模地震時に市単独で対処することが困難な事態が想定されるため、あらかじめ千葉県や他市町村、防災関係機関と、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては円滑な応急対策活動が行えるよう、相互に協力し緊密な連携を図ります。 災害発生時の避難所等のあり方について検討を行い、必要な対策に取り組みます。	防災安全課
防災訓練事業	大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一緒に実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化及び防災意識の向上を図ります。	防災安全課
火災予防啓発事業	火災予防の啓発活動を行い、防火思想の高揚を図ります。また、事業者等に対し適切な指導・助言を行い、防火・防災体制の徹底を図ります。	消防本部 予防課

(イ) 防犯体制の充実

市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、防犯指導員協議会や自主防犯組織の活動を支援し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、街頭防犯カメラの計画的な設置や、防犯パトロール等を実施することで、犯罪の発生抑止に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
防犯対策推進事業	市内全域における犯罪の発生抑止のため、街頭防犯カメラの設置及び適切な維持管理を実施します。	防災安全課 管財契約課
防犯灯設置管理制度事業	夜間の通行における不安の解消と犯罪の発生抑止のため、防犯灯の適切な設置と維持管理を実施します。	防災安全課
地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民協働による防犯パトロールなどの各種防犯活動を総合的に実施することで犯罪の発生抑止に努めます。 また、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、既存団体が継続して活動できるよう支援します。	防災安全課

(ウ) 交通安全の推進

交通安全に関する情報の提供や啓発活動、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育を実施し、地域住民の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、高齢者の身体的な衰えに起因する交通事故を未然に防止するための取組を進めます。

また、通学路や住宅街の交通安全を向上させるための対応を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
交通安全対策事業	幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育及び交通安全意識の向上を図るための啓発活動を実施します。 また、高齢者の交通事故対策として、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。	防災安全課
市街地内市道等整備事業（再掲）	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全安心で良好な市街地形成を促進するために、市民にみちづくり要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭隘道路の拡幅整備を目指します。	都市整備課
交通安全施設維持管理事業	歩行者や自転車の安全確保のため、「ゾーン30区域」や「生活道路対策エリア」の指定を受けた区域について、警察等と協議を行いながら安全対策を実施します。 また、近年多発している交差点での歩行者事故に対応するため、安全柵の設置工事を実施します。	土木建設課

共通の目標 1

～地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進～

地域内のコミュニティを活性化させるため、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に地域活動に参加し、地域の実情に応じた、地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、女性、高齢者、若者などが交流し、誰もが役割を持ち、多様な人材が活躍できる地域づくりを推進します。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標 (R7)
まちづくりに関心のある市民の割合	66.7% (R1)	72.0%
地域活動に参加している (したことがある) 市民の割合	51.9% (R1)	64.0%

基本的方向

1

地域コミュニティの活性化の推進

2

誰もが活躍できる地域社会づくりの推進

1

地域コミュニティの活性化の推進



近年では、自治会や市民活動団体等の地域コミュニティ活動は、防災活動や災害時の援護活動、地域福祉活動、清掃活動、公園の維持管理活動など、様々な分野に広がっており、地域課題の解決に重要な役割を担っています。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるよう、地域における人のつながりを深め、市民相互の交流による活力あふれるコミュニティを形成するとともに、市民自らが主体的に地域コミュニティに参加し、市民・地域・事業者・行政など様々な主体が互いに連携・協力して、住みやすいまちづくりを促進します。

また、市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせる地域をともにつくっていくため、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や世代間交流・地域交流の場づくりなどを支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）

自治会加入率	62.8% (R1) ▶▶▶	66.0% (R7)
人材活用制度の登録者の活動回数	0回 (R1) ▶▶▶	20回 (R7)

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
自治振興対策事業	市民の自主的かつ主体的な活動によるまちづくりを推進するため、自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援します。また、自治連絡協議会と連携し、自治会の加入促進を図ります。	市民協働推進課
地域人材活用事業	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ「まちづくり講座」を開催します。 担い手が様々な分野で活動できるよう人材活用制度を創設し、担い手と地域コミュニティ等との連携を図ります。	市民協働推進課
地域まちづくり協議会支援事業	地域住民や地縁団体、市民活動団体等で構成する地域まちづくり協議会の設置及び運営に関する支援を行い、地域の特性を活かした、地域の主体的なまちづくりを進めます。	市民協働推進課
市民協働推進事業	地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚した上で、お互いの自主性を尊重しながら協力や連携をして、まちづくりを進めます。	市民協働推進課
身近な交流の場づくり推進事業（再掲）	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	地域福祉課
地域福祉活動支援事業	地域コミュニティの形成を目的として運営する団体等を支援することにより、地域福祉を推進します。 主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	地域福祉課 子育て支援課
地域人材育成講座	地域における課題は多様であり、袖ヶ浦市や各地区の課題を絞り込み講座を実施して、講座終了後には受講者による自主的な学習活動が展開できるよう支援を行います。	市民会館、平川公民館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館

2

誰もが活躍できる地域社会づくりの推進



人口減少や少子高齢化の進行、女性の就労機会の拡大、外国人訪問者の増加と定住化の進展など、社会の価値観の多様化が進む中で、本市の活力を維持・発展させるために、市民の誰もが生きがいを持って、それぞれの持つ力を活かすことができ、本人の希望に応じて活躍できるまちづくりを進めます。

また、性別、国籍等の違いに対する市民の理解を深め、あらゆる分野においてその個性や能力を発揮して活躍できる地域社会の実現に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）

就労支援セミナー・相談会参加者数	17人 (H30)	▶▶▶	23人 (R7)
就労マッチングによる就職者数	0人 (H30)	▶▶▶	10人 (R7)
男女共同参画セミナー等の参加者数	120人 (H30)	▶▶▶	130人 (R7)

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
雇用促進事業 (再掲)	<p>市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。</p> <p>また、人手不足への対策として、外国人労働力を活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。</p>	商工観光課
就労支援事業 (再掲)	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	商工観光課
シルバー人材センター支援事業 (再掲)	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課
相談支援事業	<p>障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害全般及び障害ごとの相談に応じ、必要な支援を行います。</p> <p>また、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援の機能を強化し、障がい者の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。</p>	障がい者支援課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の意識づくりに取り組みます。また、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。	市民協働推進課
多文化共生推進事業	<p>外国人住民が安心して暮らせるよう、生活支援情報（医療・防災等）や案内標識等の多言語化を行います。</p> <p>また、関係団体等と連携を図りながら、外国人の地域交流の場への参加促進に取り組みます。</p>	市民協働推進課
国際交流推進事業	<p>互いの文化等を理解するため、袖ヶ浦市国際交流協会によるイベント等の開催・支援をします。</p> <p>また、国際交流推進のため、市主催によるイベント等を行います。</p>	市民協働推進課

共通の目標 2

～新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進～

Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）の進展は、人口減少や少子高齢化の課題に対処することや、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させるものと期待されているところであります。本市においても取組を推進していきます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、地方創生の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標（R7）
ICT化により効率的な行政サービスが提供されていると感じている市民の割合	10.3% (R3)	20.0%
SDGs を認知している市民の割合	—	60.0%
SDGs を実践している市民の割合	—	25.0%

基本的方向

7

Society5.0 の実現に向けた技術の活用

2

SDGs の達成に向けた地方創生の推進

7

Society5.0の実現に向けた技術の活用



現在、国において、医療・教育などの様々な分野でのICT利活用推進や、交通と宿泊等の関連する複合的なサービスを一体的なサービスとして提供するMaaS、施設立地の最適化等により課題解決を加速化させるスマートシティなど、様々な分野で今後の地方創生に新しい技術を活用する検討が進められています。

本市においても、人材不足等の課題解決や効率的・効果的な行財政運営を図るため、国のデジタルトランスフォーメーション推進の動向を注視しながら、教育、医療、交通、サービス業、農林業など様々な分野でも新しい技術を活用した取組を検討し、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
全庁LANシステム再整備事業	庁舎整備事業の進捗に伴い、本市の業務基盤である全庁LANシステムの再整備を実施します。 再整備にあたっては、関係法令等を踏まえクラウドシステムの導入を図るほか、情報セキュリティを向上させるため、複合複写機にセキュアプリントを導入します。	行政管理課
小中学校情報教育推進事業（再掲）	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	学校教育課
学校ICT教育支援事業（再掲）	市内全小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、市内小中学校の学習での活用を図るとともに、学校ICTインストラクターを各小中学校に派遣することにより、ICT機器や学習ソフトの利活用促進を図ります。	総合教育センター

2

SDGs の達成に向けた地方創生の推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものであり、SDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められています。

本市においても、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、地方創生の推進を通じて、SDGsの達成に貢献していきます。

SDGs の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 参考資料

1. 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 第2期総合戦略策定の方針

(1) 策定の趣旨

国では、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、魅力あふれる地方の創生を目指して、2015年に長期ビジョン及び第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本市においても、将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくために、2016年に袖ヶ浦市人口ビジョン及び第1期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略として未来をひらく袖ヶ浦創生プラン（以下、総合戦略という）を策定し、地方創生の推進を図っています。

第1期総合戦略の計画期間が2019年度末をもって満了を迎えることから、本市の人口の現状を分析し、将来の方向と将来展望を提示する袖ヶ浦市人口ビジョンを見直し、これまで第1期総合戦略に位置付け推進してきた、結婚・出産・子育ての支援や働く場の確保など様々な取組みの検証や政策課題の整理を進めるとともに、国が新たに取り上げている視点や、地方創生推進交付金等の活用、将来の人口減少や高齢社会の到来など、今後の社会、経済状況の変化への対応を踏まえ、これからも選ばれ続けるまちを目指して、第2期総合戦略を策定することとします。

(2) 袖ヶ浦市人口ビジョンの見直し

2016年に策定している袖ヶ浦市人口ビジョンについては、2015年国勢調査の結果や、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計をはじめとする各種統計データの更新を受けた内容で時点修正を行うこととします。

(3) 第2期総合戦略の位置付け

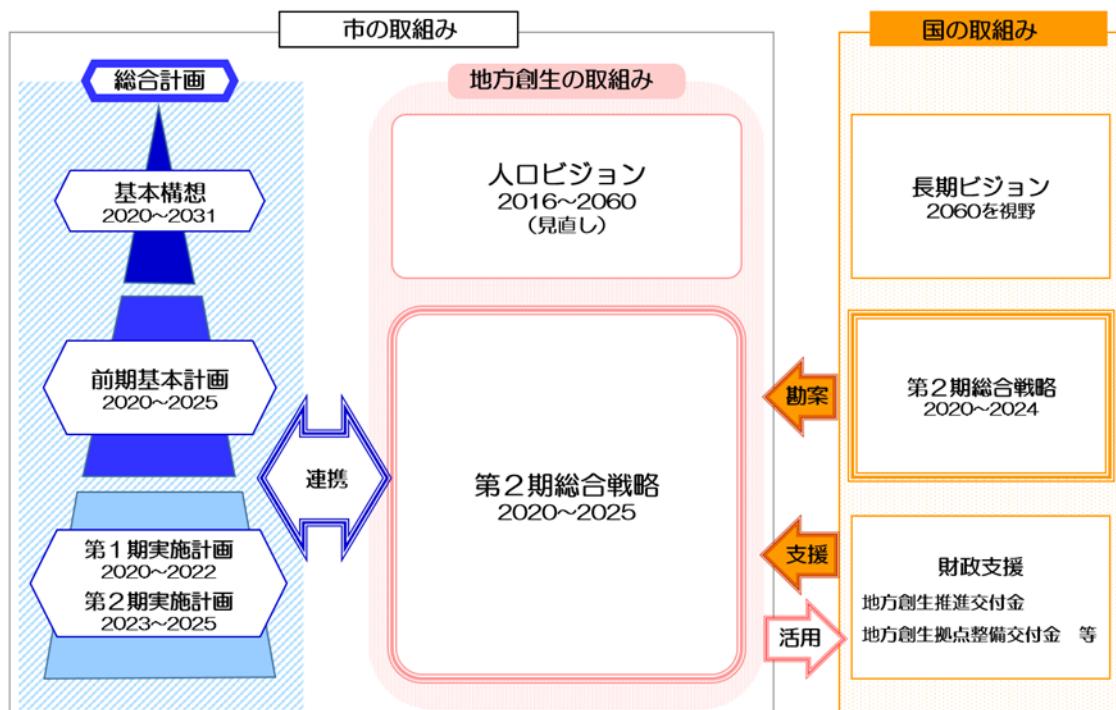
本市では、市の最上位計画である総合計画と第1期総合戦略の計画期間が同時期に終了することから、総合戦略の人口減少への対応を主眼とした重要な取組みとしての性格を踏まえ、次期総合計画において特に重点的、分野横断的に取り組む重点取組の一つとして第2期総合戦略を位置付けて連携を図るとともに、策定作業にあたっても一体的に進めるなど、より効率的で、実効性、総合性の高いものとし、戦略的に施策の推進に取り組むこととします。

(4) 国及び県の総合戦略との調整

現在、国において第2期総合戦略の方向性や具体的な内容の検討など、市の地方創生に大きな影響を与える可能性を有する議論が行われており、その動向を注視する必要があります。

国の策定スケジュールは、6月頃に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定、12月頃に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定が見込まれています。

今後示される、国及び県の第2期総合戦略を勘案して、第2期総合戦略を策定することとします。



(5) 第2期総合戦略の概要

①基本目標

第1期総合戦略に掲げた基本目標を踏まえ、施策・事業の進捗状況や課題について整理するとともに、国の大2期総合戦略に掲げられる基本目標との整合性を図り定めるものとします。

②基本的方向と目標値

基本目標の実現に向けた基本的方向と数値目標、課題解決に向けた具体的な施策及びそれに付随する重要業績評価指標（KPI）について、第1期総合戦略の検証を踏まえ、必要に応じて見直します。

③新たな検討テーマ

現在、国の大2期総合戦略の策定に関する有識者会議において、次のテーマについて検討が行われています。

本市においても、今後の社会、経済状況の変化を踏まえ、取組みを検討します。

- | | | |
|-------------------|------------|--------------------|
| ○人材育成等・関係人口 | ○稼げる仕事と働き方 | ○未来技術（Society5.0等） |
| ○少子化対策・全世代活躍まちづくり | | ○SDGs |
| ○多文化共生 | ○地域交通 | ○スポーツ・健康まちづくり |

④計画期間

国の大2期総合戦略の計画期間は2020年度から2024年度までの5年間ですが、本市においては総合計画基本計画と整合を図り2020年度から2025年度までの6年間とします。

総合計画と総合戦略の期間の関係は次のとおりとし、第2期実施計画や国の総合戦略の状況など必要に応じて相互に連携を図り改定を行います。



⑤評価制度

総合戦略は、具体的な数値目標を設定して政策効果を指標により検証し、必要な改善等を行うことが求められています。

各施策の進捗状況等について、市職員及び外部有識者による検証が容易にできるよう、基本目標の目標数値及びKPIをはじめとする各種指標は総合計画と連携を図り、現在、総合計画及び総合戦略において個別に行っている評価作業を統合して効率化を図ります。

2. 策定経過

(1) 袖ヶ浦市総合計画審議会

開催日	内容
第1回 令和元年 6月18日	▷ 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
第2回 令和元年 8月8日	▷ 袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略における平成30年度数値目標等の検証について ▷ 平成30年度地方創生拠点整備交付金事業の検証について
第3回 令和元年 12月19日	▷ 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
第4回 令和2年 1月28日	▷ 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
第5回 令和2年 3月19日 (書面会議)	▷ 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に係るパブリックコメントの実施結果について(報告) ▷ 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略について(質問)

(2) 袖ヶ浦市総合計画審議会名簿

氏名	選出区分等	備考
石戸 光	知識経験を有する者	千葉大学法政経学部教授
江野澤 吉克	知識経験を有する者	千葉県議会議員
上大川 順	知識経験を有する者	千葉県君津地域振興事務所所長
久保 秀一	知識経験を有する者	千葉県君津健康福祉センターセンター長
工藤 智子	知識経験を有する者	千葉県環境研究センターセンター長
豊川 斎赫	知識経験を有する者	千葉大学工学部准教授
山口 修	知識経験を有する者	袖ヶ浦市教育委員会教育長職務代理人
川名 善慶	知識経験を有する者	千葉銀行袖ヶ浦支店長
松井 洋美	知識経験を有する者	税理士
嘉屋崎 道子	知識経験を有する者	かずさエフエム株式会社
風呂本 充正	各種団体等の役職員	袖ヶ浦市自治連絡協議会会長
長沼 真	各種団体等の役職員	袖ヶ浦市災害対策コーディネーター連絡会
関口 幸一	各種団体等の役職員	NPO 法人ぽぴあ理事長
三好 祥子	各種団体等の役職員	NPO 法人子どももるーぷ袖ヶ浦
請井 礼子	各種団体等の役職員	傾聴ボランティアうさみみ
中根 幸男	各種団体等の役職員	袖ヶ浦市農業士・指導農業士連絡協議会
八木 克典	各種団体等の役職員	富士石油株式会社袖ヶ浦製油所所長
阿子島 祐子	各種団体等の役職員	袖ヶ浦市商工会女性部
小柳 洋嗣	公募による市民	公募委員
鈴木 京子	公募による市民	公募委員

令和2年3月時点 敬称略

3. 袖ヶ浦市総合計画審議会（諮問・答申）

袖企第1909号
令和2年3月18日

袖ヶ浦市総合計画審議会
会長 石戸光様

袖ヶ浦市長 粕谷智浩

第2期 袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
(諮問)

本市の目指すべき将来の方向性を示し、人口減少対策・地方創生に資する施策をまとめた、第2期 袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号）第5条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

袖 総 審 第 2 号
令和 2 年 3 月 27 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 様

袖ヶ浦市総合計画審議会
会 長 石 戸 光

第 2 期 袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
(答申)

令和 2 年 3 月 18 日付け袖企第 1909 号で諮問のあったことについて、当審議会は袖ヶ浦市総合計画条例第 11 条の規定に基づき慎重に審議した結果、内容について適切であると認め、ここにその旨を答申します。

なお、審議の過程において各委員から挙げられた下記の意見については、十分配慮されることを要望するとともに、総合戦略の推進にあたっては、数値目標及び KPI の実績をもとに定期的・多角的な検証を行い、必要に応じて取組や数値目標等の見直しを行うなど、より効果的な施策の推進につなげられたい。

記

- 1 人口減少対策における流入人口の拡大にあたっては、若い世代や子育て世代など働く世代をターゲットに定めて、生産年齢人口の増加につなげられたい。
- 2 土地区画整理事業や宅地開発による子育て世帯の転入に伴う保育ニーズの高まりに対し、保育施設整備や産婦人科の誘致などにより、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちの実現に向けて取り組まれたい。
- 3 企業の働き手不足は重要な課題となっていることから、若年層の U I J ターン就職や地元定着の促進など、人材確保に向けた更なる取組を推進し、市民が安定的・長期的に働くことができるまちの実現に向けて取り組まれたい。
- 4 市の内陸部においては既に人口の減少が始まっていることから、地域住民が今後も安心して暮らし続けられる都市づくりを推進されたい。
- 5 令和元年台風 15 号・19 号をはじめとした一連の災害の検証結果を生かし、市民のニーズに柔軟に対応できる体制を整え、市民の生命、身体、財産を守る災害に強いまちづくりを進め、災害に遭遇した時も安心して生活できる地域づくりを推進されたい。

以上

4. 用語解説

□ あ行

空家バンク制度

主に自治体が定住を促進するため、空家物件情報を紹介する制度。

一般的には空家の売却または賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて、空家バンクに登録した情報を空家の利用を希望する方に紹介する。

□ か行

観光入込客数

観光地点及び行祭事及びイベントを訪れた者。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。

健康寿命

平均寿命から認知症や寝たきりなど介護状態の期間を差し引いた期間。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性（15歳～49歳）が生涯に産む子供の数。

交流人口

観光客など地域に訪れる人のこと。定住人口に対する概念。

□ さ行

市街化区域

都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、許可を取得しないと開発行為や建築行為を行うことができない。

シティプロモーション

自治体のイメージや知名度を高めるために、様々な魅力を効果的・戦略的に発信すること。

人口動態

出生・死亡による人口変動と人口移動による変動とによる人口数・人口構成の変化。

スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」「支える」ための旅行及びそれに伴う周辺観光に加え、スポーツを楽しむ環境の整備、国際競技大会の誘致や開催、合宿の誘致を包含したもの。

■ た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。

地区計画

住民と自治体が連携して作成した、各地区の特徴に相応しいまちづくりを誘導する計画。

特定健康診査

医療保険者が 40 歳以上 74 歳以下の被保険者と被扶養者に対して、毎年実施する健康診査。メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とする。

■ な行

認定農業者

農業経営規模の拡大や集約化、経営の合理化等を目指す意欲ある農業者で、農業経営改善計画を提出し、市が認定した農業経営者や農業法人。

農地中間管理事業

農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める目的で、農地の所有者などから農地を借り受け、担い手に貸し出す事業。

■ は行

ファシリティマネジメント

土地・建物・設備とその環境といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のこと。

■ 数字

6 次産業化

農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）まで手掛けることで、農林水産業の経営体质強化を目指す手法。1次×2次×3次から6次産業と言われている。

■ アルファベット

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。コミュニケーションを重視した英語教育、外国語活動の推進のための支援を行う。

BOO

PFI の事業方式の 1 つで Build Own Operate の略。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

NPO

Non-Profit Organization (非営利団体) の略。営利目的でなく公益的活動を行う民間団体。

PFI

Private Finance Initiative の略で、公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

RESAS

Regional Economy Society Analyzing System の略で、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し可視化するシステム。

RPA

Robotics Process Automation (ロボットによる業務自動化) の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会。

■発行 令和2年（2020年）3月
(令和4年（2022年）2月改正)
■袖ヶ浦市 企画政策部企画政策課
■〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
■電話 0438-62-2327 FAX 0438-62-5916